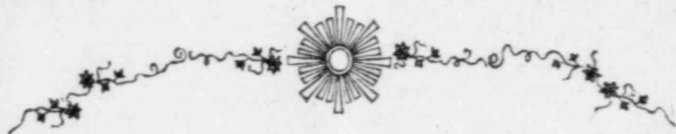


# 監獄雜誌



第七卷第二號

## 目 録

● 論說	.....	(一頁)
● 分房制を論ず	.....	紫雲樓主人
● 犯罪に對する作戰計畫(承前)	.....	バルウ井ク、ペーカー述
● 歐米監獄要録	.....	(六頁)
● 小河滋次郎氏より監獄課員へ通信	.....	
● 全上福島縣監獄署中村義氏へ通信	.....	
● 特別寄書	.....	(十頁)
● 警官對司獄官(増像説に就て)	.....	松山江湖
● 監獄の改良は形式的に止むるゝ勿れ	.....	大木生
● 監獄教誨	.....	(十六頁)
● 教誨は如何に重んぜられつゝありや	.....	原胤昭
● 問答	.....	(十七頁)
● 數十件	.....	
● 雜錄	.....	(三十四頁)
● 監獄事業の前途果して如何	.....	
● 瘋癲者の刑事上に於ける責任	.....	
● 忍耐と辛苦	.....	
● 寄書	.....	(三十八頁)
● 數十件	.....	
● 雜報	.....	(四十三頁)
● 數十件	.....	
● 法令	.....	(五十五頁)
● 數十件	.....	
● 監獄彙報	.....	(五十八頁)
● 數十件	.....	

警察監獄學會發兌

寄書規定左記の如く相定め次號より實行致度御繁忙の傍ら折角御執筆相願候玉稿に對し是等規定を設るは甚御迷惑なるへしと雖ども力めて御準據被下候は、幸甚不遇之候拜具

寄書家各位

警察監獄學會編輯部

●寄書規定

- 第一 監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はず、半紙、美濃紙の内を以一行(若くは二行にて)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし
  - 第二 質疑、應答の外は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖質疑と應答とは又別紙に御認めあらんとを乞ふ
  - 第三 表題、(地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓名は編輯部参考の爲め欄外に御認め相成たし
  - 第四 質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるへし
  - 第五 毎月二十日前(十二月は特  
に十五日前)本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すへきものと御承知被下たし
- 質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

## 監獄雜誌第七卷第貳號

## 論 說

## ●分房制を論ず

紫雲樓主人

凡そ監獄制度を説く者分房制の美を稱せざるものなし然れども其の果して如何なる點に於て美なるや又充分に其の美を收めんとするには如何なる組織方法を要するやの問題に對し明瞭なる答辯を與ふる者或は其の甚だ多からざるを恐る蓋我邦不幸にして未だ完全なる分房制の備はるものあらず從て其研究自ら疎漏に流るゝの傾なしとせず慨すへきなり余近時英人タラック氏最近の著述に係る一書を見感する所あり聊閑を偷て其數節を抄譯し側ら卑見を付し以て大方諸賢の研究を請はんと欲す

夫れ分房制なるものは彼の往時米國に行はれし寂寥制(ソリタリー、システム)の如き殘峻なるものに非ず要するに囚人の邪欲を矯正せんか爲め不良の交通を遮斷するに過ぎず故に官吏授業手僧侶教育家其他善良なる訪問者との交談の如きは毫も之を妨げざるのみならず却て屢之を爲さしむるを主旨とす又監獄にして若し分房制を採用するときは其の刑期の如きは之を十分の五乃至七半に減することを得へし現に白耳義國に於て全然分房制を採用したる爲同國立法院は雜居制のときに於て宣告したる刑期を全体に短縮するの法律を發せり例へば二十年のものを十年以下に十年のものを六年に五年のものを三年半に減縮したるか如し

タラック氏ハ此等の結果として生ずる特殊の利益を論し凡そ十二を列挙せり左の如し

- 一、分房制ハ雜居制半雜居制に比し遂に脅嚇的なり
- 二、分房制ハ四人をして相互に他の惡念に化せしめざるか故に改悛せしむる上に於て其効果大なり
- 三、分房制ヲ採用するときは拘禁期間を短縮するを得るか故に國家並に納稅者の經濟上に利あり
- 四、刑期短縮せば四人を其家族より離隔する期間從て短縮するを以て爲に其妻子親屬を漂零せしむるか如きこと自ら減少すへし
- 五、分房制は四人に道德的及宗教的觀念を注入するに易く且自省の念を生せしむ
- 六、分房制は傳染病及流行病の傳播を防禦するに極て効果あり
- 七、分房制は逃走を防ぐに利あり
- 八、分房制は沈黙制又は雜居制に比し獄則違反者を減少す
- 九、分房制は疾病其他衛生上の觀察を容易にす
- 十、分房制は各四人をして互に相識らしめざるか故に其放免後に於ても他の四人の爲其面貌を知らるゝことなし
- 十一、從て出獄後其職業を擇ふに於て甚だ自由なるへく以て正當善良の世渡をなすに便なるへし
- 十二、分房制の監獄に在りては大仕掛の作業を爲すを得ざるを以て良民の業を妨ぐるか如きこと大に減少すへし

以上はタラック氏か分房制特殊の利益として列挙せる大要なり而して余は此の外に尙二三付記すへきものあるを見る左の如し

- 一、分房制は四人をして畫籍の看讀を好ましむ
  - 二、分房制は各四人の性質經歷に従ひ適宜の教誨及教育を爲すに便なり
  - 三、分房制は各四人をして官吏慈善家等に對し他に憚かる所なく自由に其意思を發表するを得せしむ
- 兎に角分房制の利他の制に勝ること其れ此くの如し世人の之を稱する豈偶然ならんや然りと雖も凡そ此等の利益を完全に收得せんとするには果して如何なる組織方法を要すへきや徒に房室を分ち沈黙靜坐せしむるもの獨り分房制の趣旨にあらざるへし是れ最も研究を要する所以下序を逐て述ふる所あるへし (以下次號)

### ● 犯罪に對する作戰計畫 (承前)

バルウヰク、ペーカー述

諸君、余をして爰に再言せしめよ、曰く罪犯を所遇するに當り吾人は何を以て目的とすべきやは是れ吾人の當さに講究すべき所、而かも周到緻密の講究を要する所なることを、惟ふに罪犯所遇の目的たるや、從來は唯、法の威嚴を表彰するに在りと爲し、罪犯に加ふるに其罪業に相應せる程度の刑罰を以てし、以て之れをして贖罪せしむるに在りとせるものの如し、或は此の觀念に加味するに一種の概念を以てし、即ち此種の刑罰こそ他人を沮止して以て前者の惡例に倣はしめざる唯一若くは最良の手段とせるものの如し然り、法の威嚴を表彰すとは蓋し佳麗なる文辭と云ふ可し、然れども贖罪と云ふに至りては余は全然之を排斥せざるを得ず、蓋し罪業は神明に對しては眞實の懺悔を以て之れを消了するを得べし、其人に對するや、損害を加へたる人々に充分の賠償を與へ以て之れを賠償することを得べし、然れども強制に出で且つ其意に反して加ふる刑罰を以て贖罪すと云ふに至りては全く余の思想に及ばざる所なり、即ち此點に於て

は報復法一名代暴以暴の主義に外ならず「爾若し我を害せば我れ復爾を害せん」と斯の如くにして法の威嚴なるもの初めて表彰し得らるゝとする乎、其の謬見たる多辯を埃たすして明かならん是を以て此の文義は輒近一般に排斥せらるゝに至れり、然り然るも我國裁判官が其の裁判言渡を爲すに當り尙は此の主義を以て指針とするもの多く、其の然らざるもの寔に寥々たるは復た世人の認知する所ならん、想ふに犯罪を處置するもの、贖罪主義に加ふるに尙は他の思想の之に混和する者あり、他なし、沮止的の希望是なり、蓋し刑罰以て他の犯罪に倣ふ者を沮抑止せんとするは其旨趣、確實好真なりと云ふべし、故に若し其の趣旨にして透徹せん乎、犯罪の誘惑源因を減少し、隨つて犯罪に陥落するものの數を減少すべきは疑を容れず、輒近世人が重きを此主義に措く所以のものは一に此の誘惑源因の減少を信賴せるに外ならず、余と雖ども亦之れを事實に徴し犯罪減少に關し與つて力ありしことを確信す、故を以て凡そ刑法典の編製に際しては必ずや、此の主義の注入なかるべからずと雖ども然れども之れを利用して充分の効果を奏せしめんには復た深き注意と博き知識を要するのみならず之れと同時に併すべき他の有力なる勢力あるを見る

爰に某の刑の言渡ありたりと假定せんに、其の刑が果して幾何の沮止的效果を有するかを判定せんに先づ犯罪人の性情習行に關し通曉する所なかるべからず、殊に其の言渡に係る刑は現實果して如何なるものなるか、又其の刑に對しては犯罪人及び其の同類は如何なる感想を爲すかを詳知せざるべからず、然るに顧みて事の實際を視るに、之を詳知せるもの果して幾人かある、實に多數は全然之を詳知せざるのみならず、之れを詳悉せんと試むるものすら之れあらざるなり、是れ余の遺憾に堪へざる所なり、但し治安判事の如きは隨時、附近の監獄を巡視することあるを以て若し其人にして深く茲に留意せば或は既に之を詳悉

せるものあらん、又地方に於ける紳士の如きは多くは平素下等社會の事情に注視し、隨つて其の習俗に通

せるものあらん、又地方に於ける紳士の如きは多くは平素下等社會の事情に注視し、隨つて其の習俗に通曉せるものなるを以て時に或は犯罪人類に接近することあるべし、然れども余等同僚の多くは犯罪人類に接近すること極めて稀れに隨つて又犯罪人類の性行等を知得するの機殆んど之なし、其の之あるは適々審問の爲め之を法廷に召喚するの時ある而已、然れども法廷に召喚したる場合に於ては犯罪人の思想感情等殆んど發顯せざるを以て之れを端視することすら能わざるの時なることを記憶せざるべからず

刑罰に關し犯罪人類が如何なる感想を有するやは吾人の推想を以て測定すべからざるものなり、吾人若し其の刑を受くることあらば其の苦痛懊惱果して如何なるべきやを想像し而して其の犯罪人類に於けるも又然るべしと推定するは臆斷の甚しきものと云はざるを得ず、是れ余が刑罰の犯罪者及び其の同類に及ぼす效果如何を判せんには先づ犯罪人類の性情習行等に關し詳密なる知識を要すと云ふ所以なり、然るに彼の犯罪人類に接近する治安判事にして尙ほ且つ前述の如くなりとせば其の上層に位せる裁判官は如何あるべき、余の竊に痛惜に堪へざる所なり、惟ふに我が英國に於て法律執行の職責を負ふ所の人士は其の品位の高優なる其の智識の高尙なる一般人民の欣羨尊敬して措かざる所なり、而して彼の法廷に在りて審問を遂げ證據の確否を判別し、又陪審官をして眞實適當なる判決を下さしむるに適當なるもの此の人士を措きて將た安んじ求むべき、然り而して此種の人士は其の將さに下さんとする裁判判決か如何なる效果を犯人に生すべきか其の未だ檢擧せざる犯罪に對して及ぼす效果は如何、將た嘗て罪を犯さず而かも吾人か遂に犯罪することなきを期望する多衆の人種に及ぼす效果如何を考査するの機會、果して之ありや又其の言渡したる判決にして例之ば三ヶ月の禁錮なりとせば之れを受けたる者果して如何に此の期を經過するや、徒に他の多數の儕輩と俱に遊惰安逸以て刑期を消了るか、將た溫暖通風共に完き監房に在りて輕業を操るか、

抑も踏車の強役に従ふか、之れを査察するの機果してありや否や

(未完)

## 歐米監獄要録

### ●小河滋次郎氏より監獄課員へ通信

歳の暮年の始め忙しども思はねば樂しども思ひ不申天涯孤客の境遇憐むべきか如く亦た浦山むべきか如し先以各位益々御清康奉恭賀候小生も久々にて俗界の苦悶を免かれ年越の難關も奇事に経過しつゝあるを得大悦此事に有之乍憚御安心被下度候改めて年賀狀は差上不申候間御寛恕被下度候當地奇事の御報すべきものなきにわらず實は有り過ぎて困る程に有之何分筆不性に相成兎角任務を怠り候段申譯無之何れ其内に御報導申度きは近時帝國に於ける有名人なる囚徒虐待事件に有之是にはクロー子翁迄も証人兼鑑定人として出席致され候始末にて一時は典獄との繩付きか出る杯との評判も有之新聞紙は勿論江湖の一問題に有之候へし處兩三日前裁判も落着いたし監獄官吏の申分も立ち對手の新聞記者は誹毀罪にて三ヶ月間の禁錮に處せられか負けに裁判費用の負擔謝罪文の新聞廣告等を言渡され先以て監獄社會の大慶に有之併し此裁判には多少虐待の内幕を發かれ候間監獄始め當該官吏は行政上多少懲戒處分の責は免かれ申す間敷兎に角監獄社會に一驚慌を與へ申候個様の事は兎角傳染するものと相見へ此兩三日前又々或る監獄に於ける虐待事件の沙汰新聞に現われ議會の問題にまで持ち出して(獨乙聯邦中の一國に有之國名は一寸失念せり)大分騒き居り候由に御座候何れも指發者は社會黨の分子にて政府攻撃の材料に供し候ものに御座候我國に於ても斯かることなき様萬祈する處に有之併し何時暴發するやも知れされは懲罰處分などは別して注意を加へ一頁

寛假する處なく屬正に加罰すると同時に一面懲罰處分の記簿を明かにし置くこと與々も專要に存候當地に於ける懲罰處分の手續は豫想に反し至極管便なる者に有之處分をするには醫診を要するなどの事は毫も無之看守の告發あるや直に當該囚人を引出して一應典獄之を訊問の上直ちに相當の懲罰を課し之を執行せしむる事に御座候管易なる減食處分まで七面倒に一々醫師に診察せしむるにも及ふましく候得共(小生の經驗の上より亦た之を確信す)悉く醫師の診斷を求めざるに少しく酷に失するの嫌ひなきやと此事に付ては此頃も當局者と談話致し申候事に御座候

豫審制度の弊亦た恐るへし此頃の事に有之當地に於て或る醜業女子の色男を殺害したる件有之前後の關係上一目して謀殺なること明亮にて世間一般其殘虐を惡み少くも死刑ならざれば終身懲役位の價値あるへしと確信いたし居候處裁判の結果陪審官多數の意見に由り過失殺傷罪として一年墮胎罪として二年都合三年の禁錮言渡しと相成有識者は勿論世間一般其意外なるに驚き非常に陪審官の無智文盲を攻撃致し居り申候全体陪審官と申すものは土地の豪富と云ふ計りにて法律上の智識杯は皆無無之一時の感情に支配せられて善い加減の判斷を下すものに有之斯かる不法千萬の裁判を見るも全く陪審制度の存在するか爲めに外からす苦し此出來事か不幸にして我國にでも現われは毛唐共は何んど非難致し可申哉毛唐はと自分勝手のものは無し毛唐の内幕皆如此是れで他國に對して野蠻呼はり奇怪至極に御座候

來月三日より當地に地方書記官並に裁判官の監獄に關係ある當局者を召集して獄事會開設の舉あることは先便御報申上置候處に有之是れは小生の爲めには最も參考の益可有之と喜ひ居り候何れ課目等の義は次便に御詳報可申上召集員を二部に分ち一部はモアビートに於て一部はブレッツエンゼーに於て實地演習を試む

る筈に有之クロー子並にスタルケ兩翁の講義には全員を擧つて毎日二三時間參聽する筈に御座候……

先は歳末年始の御禮を兼て走筆依如件

廿八年の歳末なるか如く

廿九年の年始なるか如き日

伯林に於て 岳 洋 生

### ●同上福島縣監獄署中村襄氏へ通信

去月下旬御認め御拜讀先以て貴下益々御清康奉賀候次に小生幸に瓦全罷在候間御安神被下度御細書に依り頗る近況を詳悉いたし快心此事に候小野木典獄にも不相換御壯榮の由貴下より宜敷御致聲奉願上候兼て小生より在京の諸友へ通信致候もの時々雜誌等に現はれ候間御承知も可有之目下毎日當地方の各監獄へ出入いたし實務の研究に従事仕居候碌な研究も出来申間敷候へ共少くも内部の實況は分明致し候間皮想の見なる譏りは免かれ可申と存候一般の上層社會に監獄智識の普及致居は浦山ひへきが如くに候へ共物知りの多き丈け又それ丈け分らずやも澤山にて此事業に阻害を及すこと不少候此中も囚徒虐待事件なるもの新聞に現はれ新聞紙上近來世上の注目する一材料と相成り申候此事件の爲め一時は典獄其他監獄官吏の繩付が出る様の評判も有之候處今日進行の模様にては先づ無事に收局可仕と被存候何れ一兩日中に落着相付くべく追て詳況は在京の友人に通信可仕見込に候間自然雜誌等にて御承知可相成と存候  
小生出發以來監獄社會殊に典獄諸氏の間に於て大分變動有之候由有爲の材を此社會より失ふは遺憾の極に

候

郷信に接するの狀は筆紙に盡し難く候在監人の外信に接するの快樂想ひやられ申候當地方に於ける昨今即ち耶蘇降誕祭の當日は恰かも日本に於ける正月の如し門松飾り贈り物のやりとり本國の正月を想ひ出し申候此日は監獄に於ても囚徒に對し特別の御馳走あり前後三日間休役相成申候

鐵と石とを以て組織するの監獄逃走は殆んど夢想も及ぶ處にあらず然れども時としては全く逃走なきにあらず地方監獄などに於ては往々此出來事の新報紙に出現するあるは不思議と云ふの外なく畢竟是れ外部の堅牢に油斷して戒諭を寛慢にする事の罪なり如何に器械が整頓しても之れを使用するのを得されは結局實の持ち腐れなるに過ぎず概して西洋に於ける監獄の進歩は人を後にして外形を先きにする今や外形の整頓は略ぼ遺憾なし適當の人物に缺くること漸やく世人の注意する處となる是れよりの仕事は人物養成に可有之我國の事相とは全く反對なり結局何れか勝利を得る乎御同様に須らく大に奮志精勵する所なかるへからず人を咎むる勿れ只自奮あるのみ前途多望爲邦家御自愛專要に奉存候右は貴酬勞早々頓首

十二月二十三日

在伯林 小 河 生



# 特別寄書

## ●警官對司獄官 (増俸説に就て)

松山 江湖

西哲言はずや強者は生き弱者は死すと宜ある哉金言掩ふ可らざる事實なり開明國の事物は日進月歩其歩武の程度に伴隨して世の風潮は一變して昨の是とするところ今の非と化し去り結局輿論の勢力に凌駕するものは一として之あるへきあし既に輿論の勢力強きときは朝に死地に陥落して悲惨愁傷措く能はざるものも夕に興奮活社會に運動し始めて愁眉を開くを得ん又其勢力弱きものに在りては恰も之に正反對の比例を示し泣泣已んのみ是則風潮に伴ふの結果にして輿論驚愕の鼓るゝ所以なり

近時警察官増俸の議起り各地新聞に雜誌に理由散見し又仄かに洩れ聞く所に仍れば主務省既に其方針を採り地方官の建議に對しても敢て異見なきを余輩も亦本議の喚起せしは双手を掲げて賛成を表し事前には先ち万歳を呼唱せんとするものなり而して之と同時に事司獄官吏に及ばざるを深く恨みとし長大息に堪

しめんとするの要は勉めて經濟上に属せせず内閣の憂を除却するに在り之を除却するには到底現今の体制にては支持するに難かるへし故に夙に本議の囂々たる蓋し事理の當然なり而て之と共に余輩か積日已まざる希望の點は司獄官吏増俸に在り然るに主務省に於て未だ警官と其職を同ふするの議論なきは頗る怪訝に堪へざるあり何か故に待遇上輕重厚薄疎密の別存するや兩者の間職務上懸隔如何なる差異有や素より實地執る所一は時に司法の任に當り百般行政の本務を特色とし一は行刑の本旨を貫き目的を達せんとするに在りて其躊躇する所兩方から社會の公安を維持するに存し唯甲は直接なること乙は間接なることの差異あれはなり凡そ司獄官吏の職務たるや既に公衆の認むる如く往時の獄政は一變して諸般着々改良今や長足の進歩を呈せんとしつゝある希望峰に攀つるの曉なるにも拘はらず社會公衆は素より江湖知名の士有識家而かも密接の關係を有する地方議會大は帝國議會議員未だ觀想茲に至らず動もすれば舊慣に昵み既往の治跡を墨守し恰も監獄は昔時の牢屋視して取て顧みざるの傾向あり既に地方幾万の代表者となり一縣經濟を左右する機能ある特に因縁近き議會す

へざるなり其輿論を喚起せざる果して何に原因するや由來得て測度す可からず彼を思ひ是を想へば憂心轉々亦更に悲まざるを得ず今其警察官増俸説の本據目的とする發端は抑も警部巡查は終始人民に直接し司法行政上職務の重大權限の擴張にして時と場合によりては生命を犠牲に供し社會の公益を保護し秩序安寧を保持するの分に在るにも拘らず吾邦現今の俸給は西洋列國の率に比れば勞働社會の下等賃錢にも尙足らざる程度にして到底現在生活の度より推及するときは該俸給に衣食し職務に甘する能はざるは之を理論に照すも將た實際に徴するも炳乎として亮なる事態なりと云ふに在り若し夫れ警察官は如何なる俸給増加説の本領とする所職務上の重大且又平素職務の外に在て衣食住の三要素に於て各其の分に應し欠くる所あかるへからず苟も威嚴を殞すの曉に際しては暫に一個人の身上品位に關するのみならず延て警察の体面に關係し之に關聯する社會の風俗忽然紊亂の徵候を呈し結局文明國の光輝をして暗澹たらしめ遂に暗々裡に開明諸邦の輕侮を招かさざらんと欲するも得る能はざるの現象を呈出せんと故に警察官吏たるの資格に堪るなく嚴然憤す可らざる謂を保護せ

ら無視する此の如し況んや地方民人の眼目の衆多に及ばず從て夢想にたも浮はざる決して偶然に奔るなり爲めに輿論を形くり當局者の覺醒劑となるべき資料斷して之あるなし偶或一部の有識家の之を唱導するあるも如何せん多數の輿論に凌ぐ能はずして埋没せんのみ是即ち強弱生死の岐るゝところ疾痛悲嘆に耐へざるなり須らく縋て統計の示す所を見よ吾邦監獄に拘禁する罪囚の數は實に六方餘人なり此罪囚は悉く地方民人の膏血に衣食住の三要素を假り經濟の何物たるを知らず外間細民の苦楚を忘れ安逸に生息するに非ずや而して其遇囚方に至りては一も遺策なく充分規則に許す限り與ふべき的の保護を加へ裏面には國權の尊大にして侵す可らざるを覺悟せしめ改過遷善の良心を惹起し再犯を防遏し以て行刑の目的に副はんとするものは夫れ誰れか責任なるぞ抑も亦何人の職務なるや直接此難衝に當る者は問はずして三尺の童子たも知る司獄官吏其人なるを寔に司獄官の職務上至重至難にして其遇囚上嚴に過ぐれば立ろに反動力を醸し寛に流るれば亂れ易く寬嚴其庸を採り懲戒感化兩々相俟て再犯を防遏せんとするの任にして假りにも司獄官たるの格式に違はんか直に彼

れ匪徒の侮慢を招き爲に威嚴を失墜し拾收す可らざる弊害を此間に生出すへし無事の平素に在ては敢て厭忌すへきなしと雖も一朝彼惡漢犇惡を逞ふし乱暴狼藉至ざるなきに際しては一身を犠牲に供するの場合往々にして實に至難事業の痕跡枚擧に遑あらず要するに職務の重難なる敢て警官の右に出るも讓歩する所なきを信するなり夫既に警官と對等の地位勞働に存し並行線内に經緯する上は之に與る報酬も素より同一ならざる可らず退て既往の實歴を追想するに資格俸給等に在りても同一地方の經濟に屬するにも拘らず彼は先きに身分を高め俸給を増加する等一として先鞭を着けざるなし是所謂監獄其者は度外視されたる一斑を窺ふに足れり然りと雖も事の先后は姑く擱き同一の原由同一の事實を認むる上は結果も亦同一に出てざる可らざるは數の順序なり往年日清交戦の餘響にや物價非常に騰貴せり今や干戈收まり平和の天地の克復すと雖も物價は尙依然たり否物價の暴騰は獨り戦争の餘波に止まらず或は貿易に或は銀貨下落に起因し自餘種々の原因ありと雖も凡そ需用供給の頻繁なるに伴ひ物價低落せざるは自然の状況にして想に今后物價の昂騰は免れざるべし從て社會

て生計の程度を採酌するの期なく司獄官の俸給は今

經濟の困難生計の澁難なるは明鏡に照すが如し要約するに司獄官の品位を保ち外社會の信用を失墜せず内囚徒に對して威嚴を備へ侮を防かんと欲せば渾て内顧の患を除去するの外なきなり内顧の憂を避けんとせば經濟に幾分の餘裕を示さるべからず果して然らんに衣食足て而して禮節備はると云ふか如く職務上拮据經營勤勉忠實を呈し銳意熱心殆んど餘念なきを得ん現今看守長最下俸は僅かに十二間にして今之れか眼前に蟠るる公の支出を計るに彼の製盤費に十分の一を控除せば餘剩僅々十圓内外に止まり之を以て一家の財政を支持せんとす如何に意を計入制出に注射するも俚言の如く外見宜く内部の困難譬ふるに物なし武士の高楊枝と一般看守長は下等司獄官とは之に夥多の看守を指揮監督するの任務なれば衣食住の如きも強ち看守同等の轍を踐む能はず看守に於ても亦然り生活の度高尙あるに從ひ各其分に應じ多少社交的の交際あり費途多繁にして強ち弊履短裘屋漏の裡に生計を營む能はず之をしも恬として耻ぢざるときは社會交際場裡に在りて信用を失し自ら司獄官吏たるの体面を汚損し漸々監獄其者の面目に關係する豈尠少なからざるへし然るに依然姑息主義を以

與を叩ナク皮ハ更の幾希と云ふの能く計るべし

にして想に今后物價の昂騰は免れざるべし従て社會

て生計の程度を採酌するの明なく司獄官の俸給は今  
速かに増加するの必要を發見せずと云ふものあるに  
於ては余輩を以て之を計るに未だ其人は世の風潮に  
伴隨せざる鬚髮黨保守主義を採るものゝ謂にして之  
に伍し席を同ふして語るに足らざるなり其看守の職  
務上現今の狀況に徴するに世間下等社會の勞働時間  
に比て一層の時間に羈束せられ朝に星を戴て出て夕  
月に月を踏んで歸り目に一丁字を視るの遑なく毫も家  
政を處理するの暇を偷む能はず斯る劇務に執掌し寤  
寐に以て嚴正なる紀律の下に呼吸も哀れ上官の鼻息  
を伺ひ偶々違令の過誤あるときは細查微瑾たも假借  
することなく相當行政處分を俟たざるを得ず若し不  
幸にして家政不如意遂に身分に餘る負債を設けると  
さは既に職務を抛棄するの近因となり寔に哀むべき  
境遇にして勞働時間の長き恐らく看守の右に出るも  
のなかるへし一旦職を奉するの曉には餘念なく職務  
に忠實勤勉を旨とし銳意熱心に從事すべきは當然な  
るも抑も亦熱心の二字を喚起せる材料は何に由りて  
組成するや蓋し己れに懲する所ありて始めて生出す  
るものなり其己れに懲するとは何を他なし國家の爲  
めに盡し國恩の爲めに報すとは一般の通語なるも蓋

係する豈少ならざるへし然るに依然姑息主義を以

奥を叩けば彼れ兵役の義務を荷ふの徒は姑く別問題  
とし自餘のものに至りては應分の報酬なくして誰れ  
か進んで官仕するものあらん報酬なる名譽職か治蹟  
巧程如何んど譯すれば曠職彌久綱紀振はす萎靡頹敗  
收拾す可らざる結果を現出せり之に反して充分の報  
酬を興ふるの職は鞠躬實踐忠實を盡し綱紀張り經營  
宜しきに協ひ特に監督官廳の注意督責を受けるの必要  
なく全力を擧げて艦漿を凝らし一意専心茲に於て熱  
心の二字効果を生出せり個は少しく極端に趨るの詭  
ありと雖も其内部に立入りて感情を看破するときは  
異口同音に喝采を博するは一般の情態かり故に報酬  
の有無待遇の厚薄に依り事務の伸縮消長に關係する  
豈に深からずや上來説き去り説き來る理由に憑りて  
司獄官吏か勞働なり之れか責任なり職務の至難卑陋  
の職務たる警察官に譲歩するの點吏に發見し能はさ  
るなり然るを輿論事茲に出すして唯一に警官俸給は  
從來低きに過ぎ西洋各國勞働社會の下等賃錢にも似  
す須らく増俸すへしとは何人の舌頭に登りしものな  
るや淺見哀むへし今や公平の眼を以て視るときは社  
會の公安を保障するものは法術警獄の力を假るに在  
り此三者相對峙鼎足の勢を成すに存せり若し今此一

を欠くときは到底公安を保全する能はず就中警獄二者の如きは尤も密接の關係あり尤も因縁深き關係にして之に執掌する吏員の待遇品位異なるへき謂れ毫も之あるなし況んや巡查看守の俸給は均しく地方經濟の支出なれば甲に厚く乙に薄き道理なければなり然るに獨り警官俸給にのみ着眼して司獄官を視る恰も蛇蝎の如き傾向あるは即ち監獄は一國の厄介物視之に比年鉅萬の金を投るは涸河に沈没せしむるの感想より起り迷夢猶打破する能ざるの致す所にして是又開明國の民に耻へき心界の一大欠點なり聽て社會の大政を觀察せよ日清交戰の餘波吾邦は而も東洋の強國文明國と呼ばれ光輝は旭と共に異域に新版圖を領し駭々乎として驕馬又追ふへからざる長足の進歩を爲んとする曉に際會せしも一國の病毒たる罪囚倍々増加するの結果を呈したらんには時に列國の感情如何あらん龍頭蛇尾の嘲笑を招くは必然なり將來進んで監獄は前途有望の地位を保たしめ多々倍々改良策を講せざる可らず之を爲すには社會全体一致の運動を以て勉て人材登用の途を開かざる可らず人材登用の要訣は須らく俸給を増加するに外ならず相當の俸給を以て之を待つときは自然有爲の人物も輩出す

がら今日は未だ完全の域に達せしとは云ひ難し是より進んで益々完成せしめざるへからず若し吾人をして今日の現況を直言せしめば形式的の改良に流れて行刑の眞粹を失す換言せば佛作りて靈入れざるもの多し之を例せば徒に有形觸目人の注意を引き易き事物に就ては何れに於けるも總て整理改良の實蹟燦然として觀るべきもの多し第一、今日の監獄は清潔にして掃除行届き一見素人をして豫想外に出しめ第二號令嚴肅在監人をして紀律に服従せしめ動止の整然たるは素人をして喫驚せしめ其他看守の服裝姿勢、在監人の緘黙正坐等外觀上には更に間然する處なく監獄内は斯くも整然たるものかと實に敬服の外なき思あらしむるなれども此は是れ即ち外觀の美に眩惑せしめらるへきに過ぎず顧みて其裏面如何行刑の要義目的如何と穿鑿せば門外漢の敢て窺知し難き處なれども亦聊か容喙の餘地なしとせず吾人は信ず監獄改良の目的は一に形式的改良に甘んずべきにあらず更に進んで今より一層改良の眞價を發揚するにあるを、虚飾は眞誠の眞價を有せず外觀の美を装はんよりも寧ろ眞個裏面改良整理こそ望しけれ、抑々行刑の目的は遷善改過能く前非を改悟せしめて再び犯罪

へく又現在の吏員たも渾て一層の奮勵を盡すは寔に賭易きの理なり當局宜しく猛省して可なり實に利害一害は數の免かれざる所とは云へ將來司獄官増俸の令發布の秋は則ち地方民人の膏血を増徴するの時なり膏血を仰くの多き害は増俸に成るの結果に打勝つ能はず其利害得喪の程度を斟酌する唯茲に在り而れど如し故に之れか適劑を投するの國手は主務省なり既に主務省主動者となり起案者となるの責を負はざる可らず幸に議熟する時は勅令一下議會も廢斥するに由なく一言の下に通過するは當然なり茲を以て輿論の勢力強き警官増俸説をして斷行せらるゝの日は司獄官吏も連帶の恩遇を受くる吾々對等の地位に呼吸する同感者流か未來の希望なり果して當局如何の感かある

●監獄の改良は形式的に止むること勿れ

大木生

監獄改良と云ふことは随分世人の注意を喚起し當局者間の努力熱心は擧げて云ふに及はず爲めに監獄の面目を一新せしは斯道の爲め祝賀する處なり去りなせしめず其民たらしむるにあり然るに今日監獄改良の緒に就きしと云ふにも拘はらず再犯以上の囚人は減少すると云はんより寧ろ年に増加の傾あるを如何せん是れ感化院保護會社等の機關具備せざるの致す處なるへしと雖も然ども監獄の監獄たるへき任務を盡さざる欠點あるも亦免ざる所なるへし試に見よ外觀上の整理は間然する處なくして他人の賞讃を受くると雖も彼の最も注意すべき共犯者の隔離を忽かせにし之を裁判所に押送するにも同行せしめ(其位地は少し離しあるども)放棄するにも同時に於ても其他監房の別異方在監人の處遇方にも注意せず唯我獨尊形式上の施爲に甘んじ自己の爲す所己の思ふ所更に間然する處なしとして廣く改良整理の要義を取用せず一に他人の非難を避ければ足れりとして行刑の目的を達せんとするは猶ほ木に縁りて魚を求むるがごとし今日は最早外觀の美のみを装ふへきときならず例令へ外觀の美は之れを欠くとも眞個の改良策を講じて行刑の目的を達することを努むるこそ眞の改良とこそ云ふべけれ吾人敢て言を好むにあらざれども斯道の爲めに憚らず所思を述ぶること附り

# 監獄教誨

## ●教誨は如何に重んぜられつゝありや

原 胤 昭

本題に向て予之れを云はす、之を近着の岳洋先生の  
手簡中に徴し、以て歐洲監獄社會に教誨の待遇せら  
るゝ現狀をめ示さんと欲す、  
日本にては教誨を以て治獄法の附加物となす、極  
言すればお附合せの飾り物となす、西洋にては  
教誨を以て治獄の主要物となす、換言すれば必要  
の本尊となす、故に司獄官の人物を見るも典獄  
と教誨師は少くも同等の人物にて多くは教誨師に  
反つて監獄の智識を具有したる人物多し政府の監  
獄に對するや典獄以下普通の掌務は意の如く之れ  
を指揮監督するを得るも教誨事務に至つては自由  
に容喙する能はず、況んや典獄をや教誨の獨立は  
其堅きこと金鐵の如く其高きこと山岳の如し、是  
れ世間的行爲と出世間的事業の差異ある所以なり  
予輩右の手簡に接し轉た感慨に堪へざるものありし

か尙今回得たる手簡の中に左の文字あり、予此の餘  
に文字を羅列せず、讀者諸君の判斷に任せて彼我差  
同の明解を請はんと欲す

監獄到る所、大小を問はず、新古を論せず、先づ第一  
は吾か眼に映し吾か心を動かすもの、教誨堂の莊  
嚴あると教誨師の權力の偉大なるに有之監獄改良  
の宗教社會に起り現在も亦宗教の方に頼つて經營  
せらるゝこと多く未來成工の目的も亦た宗教社會  
に要求すること多かるべしとのこと確信せられ申  
候食堂工場等を以て間に合せの、一時の教誨堂に  
洗用し或は堂々たる教誨の聖場を以て素品製品又  
は鞏固道具の置き場に充つるか如き奇觀は當地に  
在つてはトテも夢想も及ばぬことに有之又た教誨  
師の其の職務に熱心なる監獄を以て家となし囚人  
を視る骨肉の子弟の如し、囚人個人的の關係、一  
として之を詳悉せざるなし、看守知らず、看守長  
知らず去つて之を教誨師に問へば教誨師は則ち能  
く之を熟知し如何ある細微の事項にても問下忽ち  
明答、流るゝか如し、モアビート監獄に二人の教  
誨師あり奉職年限、何れもすでに二十年を過ぐ、  
共に尊嚴、犯すべからざる風采ある君子なり、常

に予に語つて言ふ、教誨師として吾子に教ふべき  
もの唯た一あるのみ曰く己れの思ふ如く之を行ひ  
に表顯す行ひなる哉、行ひなる哉、聖書を讀むは  
心を聖ふするかためなり、心を聖ふするは行を清  
淨ならしむるかためなり、淨行の前には惡魔亡ぶ  
、況んや人の子たる所の者、淨行を以て之れに對  
す如何んぞ、感化遷善せざるの理あらんや云々と  
至言と謂ふべし

## 問 答

### ●質疑

#### 第一項

天 外 生

○囚人食費の償否を調査するに免役日を控除するは  
當か否か詳細なる解答を望む

#### 第二項

全

○定役囚就役の當時及放免前に於て獨逸流に三日若  
くば五日つゝの休役(取調上の都合云々)を與ふるは典獄  
の權能に於て取扱ふとを得る乎敢て當否を問ふ

#### 第三項

中 國 嚴 島 生

○官吏甲官廳より乙官廳へ轉任又は出張の命を受け

相當旅費を受取りたる後ち赴任若くは出張せずして  
其旅費金を持逃げしたるときは刑法上の制裁如何

#### 第四項

全

全

○昨年征清の役に際し其筋に於て軍役夫の募集ある  
や甲者其募集に應じ相當の手續を経て身体の検査を  
受け之れに合格せり然るに茲に乙者あり豫て軍役夫  
たらんとを望み居るも或る事故の爲め採用せられざ  
る折柄偶々甲者の採用せらるゝ由を聞き己れ甲者に  
代て軍役夫たらんとを欲し之れを甲者に乞ひ甲者之  
れを諾したり依て甲者の名義を以て軍役夫となり其  
筋に於ても其人違ふるとを覺らずして之れを軍役夫  
に使役し中途にして乙者逃亡せりと云ふ右陸軍刑法  
上の逃亡罪は甲乙何れにありや

#### 第五項

廢 眠 主人

○犯罪の用に供したる物件にして若し他人と共有物  
なる時は之れを沒收する事を得るや否や

#### 第六項

全

○如何なる必要よりして現行犯と非現行犯とを區別  
せしや

#### 第七項

淵 月 庵 主人

○甲者乙者の名義を偽り電報を以て丙者より金圓を

騙取せり右甲者の所爲は如何なる制裁あるや

第八項 淵月庵主人

○從犯の教唆者、教唆者の教唆者は如何に之れを處分する乎

第九項 全

○控訴裁判所に於て附帶の犯罪を發見したるときは直に其事件を裁判することを得るや

第十項 東洋逸史

○左の問題は曾て余が警察に在るの日任地に於て實際に目撃する處の事件にして時恰も余は司法警察官として假豫審の手續を了し之を檢事に交付したり然るに檢事に於ても擬律上に關し大に議論ありしと聞けり惜哉余は其結末を耳にせざりし事を今再び本紙の餘白を借り大方諸君の教を乞ふも敢て無用の問題には之れ勿るべしと信す

山間僻隅の地に一農家あり或夜深更惡奸屋外に來り籍戸を敲て曰く吾々は山梨縣の壯士なり相馬事件の運動の爲め出京せんとするも其旅費なきを如何せん請ふ吾人の爲めに二人路金を貸せ若し路金を貸さざれば汝の家を燬き拂ふべし或は籍戸を破て屋内は侵

あり容易に強盜の目的を達し得べきものにあらす故に若し被脅迫者の強膽無双にして敢て意に付する勿らんか彼れ惡奸は其目的を遂げずして立去るや明らかし然るに之に反し若し被脅迫者にして懦弱怯懦のものなりとせば只だ一意己れの一身に禍の罹らんとを恐れ遂に金若干圓を籍戸の隙より投するが如き奇觀を呈するに至る

夫れ本問の如きは所謂第二の人種に屬するものにして則ち籍戸の隙より金圓若干を投じたるものなり然るに此金圓を投じたるは以て強盜に強取せられたるものと稱すべきか余は強盜の爲めに強取せられたるものとは見る不能何となれば彼れ被脅迫者は恐怖の餘自ら進で惡奸に金圓を贈與したるものと認むることを得べければなり而して此場合にて強盜の目的物たるや金城鐵壁とも稱すべき戸籍の内にあり強て此目的物を得んとするには勢ひ戸籍を破毀し家宅内に侵入するにあらざれば強取の目的を達すること不能是れ恰も金城鐵壁とも云ふべき戸籍の外に在て家宅内にある物品を得んとするは彼の泰山を狭んで北海を涉ると同一般の感あるにあらすや故に余は當時本事件をして強盜にあらす恐喝取財なりと認めて動

入し汝を始め家族を殺害せんと強迫せり家人驚愕措く處を知らず遂に恐怖の餘金拾圓を籍戸の隙より投せしに彼れ惡奸忽ち恐喝を止め其場を立去れり余は當時本事件に付ては恐喝取財なりと認め不圖署長某氏と署長は強盜被告事其意見を異にせり當時余が恐喝取財犯と認むるの理由は左の如し抑も本事件の如き皮想のを見を以てせば或は強盜罪を構成するやの感なき不能と雖ども理論上決して強盜を以て問擬すべきものにあらす何となれば彼の強盜の所爲たる正是れ他人の所有物を奪取するの目的に出るを以て窃盜と其目的を同し窃盜の所爲に脅迫又は暴行の新條件を加へたるもの則ち強盜罪となるや何人も疑ふべからざる事なりとす而して尙ほ強盜罪を構成するに當ては尤も其危害の直接なるを要するものにして苟くも其危害の間接なる時は未だ以て強盜なりと輕斷すべからず何となれば凡そ人脅迫暴行を受くるも其脅迫暴行にして間接なるときは決して一身に危害を及ぼすべきものにあらす從て彼の直接に脅迫暴行を受けたるものとは同一視すべきものにあらす故に惡奸屋外に在て金を貸さざれば汝を殺すべし又汝の家を燬くべしと脅迫するも籍戸の間隔

かざること恰も富士山の如くなり而して余が恐喝取財あると信認し斯く動かさざりし理由は他なし我刑法恐喝取財の定義に曰く人を欺罔し又は恐喝し財物若しくは證書類を騙取するを詐欺取財の罪なりとすと此定義は以て余が處論を曲ぐる不能りき實に彼れ惡奸無頼の徒深夜人絶へたるの時に當り僻遠の一農家に至り屋外に在て曰く路金を貸與よ若し貸さざれば汝を殺すべし汝の家宅を燒くべしと脅迫するも騙て彼れ惡奸の意思を分析すれば人を殺し人の家屋を燬んと脅迫するは則ち財物を得んとするの手段にして決して彼れが目的とするところにあらずればなり故に多くは僻遠の地に至り小膽怯懦なる人物の住居に迫り如斯手段を以て巧に財物を騙取するは彼れ惡奸の常習とする處なり(當時田舎無頼の自稱壯士頗る横行を極めり)

以上のように認め此間毫も疑を狭まざりき

第十一項 山陰生

○因人某件に付口争の末甲者乙者を毆打創傷せり右の場合に於ては被害者乙の告訴を俟たず監督之を告發するに至當とするか將被害者に告訴せしむるを當

然とするか

第十二項 山陰生

○前項の被害者損害要償の訴を起し得るとせば何を標準として要償するや

第十三項 全

○監獄則第四十二條に制裁する減食處罰は鹽湯に粥の外不與菜の明文あり然に全則四十三條十六年未滿の犯者には別に該明文を欠けり右は丁年囚に限り特に明文ある上は無論未丁年囚には菜を與ふる法の精神ならんか聞くか如くんは地方に依りて法文の解釋上自然其取扱上區々に涉ると果して法文の缺漏と見做し丁年者と其處遇を同一にするを可とするか否敢て斯道家の明答を俟つ

●應答

●淵月庵主人の疑問に答ふ(七卷一號) 廢眠主人

(一)本問に付ては左の斷定を下さるゝ可らず  
教唆者の時効の起算點は實行者(被教唆者)の起算點と同一なり  
蓋し教唆罪の成立時期は彼教唆者の犯罪實行の時にして單に被教唆者を教唆したるのみにては犯罪成立

るなり假令之れを騙取するも詐欺取財罪を以て處斷すへきものにあらざるなり

●溪洲君も亦た刑法を暗外したるにはあらざる乎(六卷十一號)

淵月庵主人

監獄生か余輩の質疑にかゝる制縛致死の所爲を以て謀殺罪なりと論斷せしは全く刑法を暗外したる誤論ならずやと信濃溪洲君は喋々と反駁せられたり然れども余は此溪洲君も亦た監獄生と同しく刑法を暗外したる誤論なりと斷言せむとす

蓋し制縛は監禁の一手段なりと雖ども之れを以て制縛は監禁なり制縛と監禁は異名同種のものなりと論ずることを得ず必ずや兩者間一の區別存在するなり則ち第三百六十三條の擅に人を監禁、制縛し云云とあるを見るも明かなり然るに第三百二十五條には單に監禁と有るのみなり故に此條は監禁致死の所爲に該當する明文にして制縛致死に適用する條項に非るなり故に此束縛したる自由を解く事を怠り遂に死に致らしめたるは刑法第三百十七條(過失罪)を適用して罰せざる可らず  
蓋し此場合には殺意なく單に不注意よりして死に致

せざるなり故に被教唆者の犯罪實行不實行は教唆罪の成否に影響を及ぼすものなり何となれば刑法第五條に人を教唆し重罪輕罪を犯さしめたるもの云々とあればなり從て教唆者の時効の起算點は犯罪實行者の時効の起算點と同一ならざる可らざるは勿論の事なり蓋し時効は犯罪ありし日より起算するものなればなり

(二)本問の如き無形の財産上の利益は假令之れを騙取するも詐欺取財罪は構成せざるものと論ぜざる可らず蓋し騙取とは奪取獲得の謂に外ならずして必ず有体動産に對する語たる事明なり然るに勞働の如き財産上の利益は元來無体物なるを以て之を騙取する事能はざるへし之れ蓋し盜罪を構成するには他人の占有中にある有形動産を奪ひたる時にあらざれば成立せざると同一なり何となれば權利(所有權其他の權利)は無形物なるを以て之れを窃取することを得ず從て已に自己の占有中にある他人の所有物は之れを窃に消費するも盜罪たらざると(他の犯罪を構成するは格別)同しく詐欺取財に於て騙取せらるべき目的物は必ず有体動産ならざる可らず故に勞働の如き無形の財産上の利益は詐欺取財の目的物とならざ

らしめたるものなればなり故に彼の監獄生か謀殺罪かりと論せしは取るに足らざる謬見なるを以て敢て此點に就ては反駁を加へざるなり

●洋々散士に鳥渡一言(六卷九號)

淵月庵主人

本誌第六卷第九號に於て廢眠主人の提出にかゝる逮捕官更令狀を携帯せずして暴行を用ゐる犯人を逮捕せむとする時は其者は正當防衛權を行ふ事を得るや否やの問題に付て今第十號誌上に於て彼の洋々散士は其被暴行者に防禦權なきは勿論刑法第三百九條の宥恕ともならざるなりと論定せり

然れども此論定たるや誤謬も亦た甚しきものにして本誌上其人ありと知る人を知る彼の洋々散士にも似ざる斷定と云はざる可らず現時司法省指定關西法律學校○○○○たる山崎末吉君にも適せざる論議と謂はざる可らず然るに余輩嘗て右指定校在學中山崎君と屢々其意見を戦はせしことあるを以て今洋々散士にしてかゝる謬論を堂々と爲すに於ては余輩も亦た默過するに忍ひず聊か其謬説を駁撃せむとす抑も洋々散士は曰く  
正當防衛は不法の攻撃に對して行ふことを得るも

本問の如きは、不法の攻撃と云ふ可らず、蓋し其身の犯人たるの嫌疑あるものなればなり云々

夫れ然り然れども本問の逮捕官吏の所爲は以て不法ならざる所爲なりと論する能はざるを如何せむ苟くも法学を研究するものは非現行犯者を逮捕せむとするには必ずや其逮捕官吏令状を有せざる可らざれば不可なる事を知る然るに令状をも持せず加ふるに暴行を用ひ強て人を逮捕せむとする時は、其官吏の所爲は正當のものなり則ち正當に國家の權利を行使したるものと云ふを得ざることは何人とも認むる所なり何そ其者は既に犯人たるの嫌疑あるものなるを以て其者に對して官吏は如何なる不法の事を爲すも其行爲は正當の行爲なりと云ふが如き理あらむや然るに散士は之れを不法の攻撃にあらずと論するに至りては實に謬説の極と云はざる可らず況むや其被暴行者は犯人たるの嫌疑あるのみにて未だ犯罪人不法の所爲を爲したるものと斷定すること能はず從て刑法第三百十四條但書に該當せざるに於てをや

●淵月庵主人に答ふ (七卷一號)

洋々 散士

(一)淵月庵主人質疑して曰く教唆者の特効の起算點

豈に斯の如き理あらんや故に欠席判決に對して檢事か控訴したりとて其の判決は確定したるものにあらず被告人か故障に依り更に判決を受けたるときは其の控訴期間内檢事及被告人に於て控訴を爲さずして其の控訴期間を経過したるとき初めて確定す  
(二)全人又質疑して曰く甲者乙者を恐喝して證書を取り後ち其の證書に依り強迫して乙者より金圓を取りたるときは一罪なるや又は二罪なるやと云ふにあり散士以爲らく前段は刑法第三百九十條に依り詐欺取財の罪を構成すれども從段は其の犯罪の結果なるを以て罪とならず

●頓珍漢に答ふ (同)全

(一)頓珍漢質疑して曰く徴兵忌避罪は繼續犯なりや連續犯なりやと散士は繼續犯にも非ず又連續犯にもあらず即時犯なりと思考す故に最初兵役を免れたるとき直に犯罪を構成するを以て繼續して逃亡し居るも開は犯罪の結果に過ぎず故に結果に就ては罰す可きものにあらず恰も囚徒逃走罪監視違犯罪若くは出産届を怠りたる罪の如き凡て即時犯なる同一なり  
(二)全人又質疑して曰く被告人が密室解禁の言渡を受け檢事か解禁の指揮を遺忘せし爲め尙數日監禁し

は實行者の特効の起算點と同一なるや否やと云ふにあり散士以爲らく特効の起算點なるものは犯罪成立の時を以て始るものとす教唆罪の成立する時期は實行者の犯罪を爲し終りたるるとき始めて成立するものなり故に實行者の特効の起算點と同一なり

(二)全人又質疑して曰く努力の如き無形の財産上の利益を騙取したるときは詐欺取財を以て論するやと云ふにあり散士以爲らく詐欺取財を構成するには刑法第三百九十條以下に規定する如く必ず有形の財物若くは證書類ならざる可からず依て努力の如き無形の財産上の利益は詐欺取財の目的物とならざるなり

●廢眠主人に答ふ (同)全

(一)廢眠主人質疑して曰く欠席判決に對し檢事控訴を爲し其の判決確定したる後被告人故障を申立て其故障正當なるときは先きの確定せる判決は如何なる結果を生ずるやと云ふにあり散士以爲らく刑事の判決は必ず檢事と被告人とに對し同時に確定するものにして個々別々に確定するものにあらず若し別個に確定するものとせば對席判決の場合に被告人は控訴せずして檢事のみ控訴したるときは被告人に對しては確定したるを以て刑を執行せざるを得ざるに至る

たるときは典獄も亦之か責ありやと云ふにあり散士は典獄は何等の責任なし何となれば解禁を遺忘したるは即ち檢事なり典獄は檢事の指揮に依て執行するものなればなり然れども典獄にして此の如き場合に遭遇せば一應檢事に照會するは最も適當なり  
(三)全人又質疑して曰く違警罪の即決言渡に對する正式裁判請求は刑事訴訟に所謂上訴なるやと散士は上訴にあらずと思考す何となれば即決例の言渡なるものは簡略訴訟にして正式の裁判にあらず上訴は必ず正式の裁判に對して爲すものなればなり

●頓珍漢君に答ふ (六卷十二號)

同

頓珍漢君は木誌第七卷第一號に於て嘗て散士の淵月庵主人の質疑に對する天外生の解答と讀むと題して論述したる三個の例示中第二第三に對して廢撃せられたり然れども散士は未だ君が高論に贊同を表する能はざるを以て爰に反駁を試みん

散士は前號に第二の例示として窃盜罪に於て被害者が豫め加害者に向て予の物品を窃取するも可なりと許諾したるときは其の許諾が犯罪に影響を及ぼすを以て窃盜罪を構成せずと論述したり然るに君



は之に向て駁して曰く凡被害者の許諾が犯罪の構成に影響を及ぼす場合は最初より全く犯罪(廣義の)を構成せざる場合を云ふにあらずして兎に角一所爲が一の犯罪事實(廣義の)を存する場合ならざる可からず例令第一項の場合の如く所爲自身は既に姦通なる廣義の犯罪事實を存し居るも其の本夫の許諾の有無は唯た挾義の犯罪構成に影響する場合ならざる可からず今被害者が豫め加害者に向て予の物品を窃取するも可なりと許諾したるときは其の所爲元來窃盜なる名稱の下に支配せらる可きものにあらずと云ふにあり今此の君が反駁の論旨を熟讀するときは挾義の犯罪(刑法上の犯罪ならん)に影響を及ぼすと同時に他に必ず廣義の犯罪(道德上の犯罪ならん)事實を存するを要すと云へるものゝ如し依て豫め窃取するも可なりと許諾したるときは廣義の犯罪事實なきを以て犯罪の構成に影響を及ぼす様なればなりと嗚呼君は問題を誤解したるものなり問題には單に被害者の許諾が犯罪(君の所謂挾義)構成に影響を及ぼす場合にして決して他に廣義の犯罪事實あることを必要とせざるなり而して第二例に於て若し許諾が犯罪に影響を及ぼさずとせば窃盜罪を構成するに至る故に

(一)余は教唆者の時効の起算點は實行者の時効の起算點と同一たるべきものならんと思料す元來時効は犯罪と相伴ふものにして恰も影の形に於けるか如く犯罪あらざれば隨て時効あるなく犯罪ありて茲に始めて時効の運轉を生ずるものなり然るに教唆者ありて縱令重罪輕罪を犯すべきことを教唆したるの事實ありとするも實行者にして未だ之を實行着手せざるに於ては素とより犯罪に非らざるを以て如何に時効を起算せんとするも豈に得へんや要するに犯罪は實行者の實行により生ずるものなれば時効の起算も亦實行者と同一の時期たらざるへからざるものなり之れ余輩か同一の起算なりと云ふ所以なり  
(二)無形の財産上の利益を騙取するも詐欺取財を以て論すべきものにあらす

**●廢眠主人の質疑に答ふ (同)**

(一)本問の如き場合は未だ判決の確定したるものにあらずるへし故に刑事訴訟法第二百三十三條により更に通常の規定に従ひ裁判を爲すべきものなり  
(二)本問は二罪を以て論すべきものなり  
(三)一項 甲者委託者より民事の賠償を要求せらる

散士は本例に於て若し被害者の許諾なかりしときは窃盜罪を構成するに躊躇せざるなり  
第三例被害者が豫め許諾して殺害したる時は自殺補助罪を構成す若し許諾なきときは殺人罪を構成する旨を論述したり然るに君は曰く此の場合は毫も犯罪の構成に影響せざるなり是又君は問題を誤解したるなり何となれば君は許諾が犯罪構成に影響を及ぼしたる時は必ず無罪となる場合ならざる可からずと思考せしからん若し本例に於て許諾が影響を少しも犯罪の構成に及ぼさずとせば即ち君が云へる如く謀故殺罪を構成するなり然るに許諾が影響を及ぼすを以て自殺補助罪を構成するに過す現に昨年辨護士問題として未尾に影響を及ぼす限度如何とありしなり故に許諾が影響を及ぼせし結果無罪となる場合も或は重罪となるべきものが輕罪となるも皆影響を及ぼしたるものなり只其の限度異なるのみ君以て如何とす

**●淵月庵主人の質疑に答ふ (七卷一號)**

天外生

の外別に犯罪あるなし

二項 甲者乙者と共謀したるにあらざれば即ち甲者委託者より民事の賠償を要求せらるるに止まり別に犯罪あるなし然れども甲者若し乙者と共謀したるときは已に費消の惡意ありしものなれば委託金費消を以て論すべきものなり

**●頓珍漢の質疑に答ふ (同)**

同

(一)本問は(注意)後段見解の通り繼續犯なり  
(二)毫も典獄に責任なし元來密室監禁及解禁の言渡は當該裁判官か被告人に對して言渡すべきものにして被告人を拘禁檢束する所の典獄に於ては檢事の指揮あるに非ざれば素とより知る處のものに非ざるべし(よし言渡書なる書類を以て發)故に檢事の指揮あるに非ざれば之が執行及解禁を爲すべきものに非らず而して本問の如きは檢事の遺忘により指揮を爲さざるものなれば檢事の責任たること炳然として敢て疑ふ所非らざるなり何そ之を以て典獄に責むるの理あらんや否らざれば憐むへし典獄は實に之れ濡衣の官職たるべきのみ  
(三)上訴とは其性質を殊にす故に上訴と見做すべき

ものに非らず只特別(即決例に示す異式裁判)なる裁判を取消さしめ所謂裁判所構成法により組織せられたる完全なる裁判所に於て更に審理裁判せられんことを要求する方法たるのみ

●東洋逸史の答案に就て一言す(同)

在横濱 遊 龍

頓珍漢君の質議に對し東洋逸史は誇顔然として論ずる所數百言敢て短しと云にあらざるも證し來れば左の數言に外ならず曰く巡查看守給與の物件を其保存期限内に於て賣却其他の方法を以て自己の用に費消するも刑事上責任を有せずと嗚呼何等の妄論を今之に向て眞面目に辯駁を試むる程の價値ある答とも思はれず去れば此儘に雲烟過眼視冷笑しせんか逸史の蒙遂に氷解するの期なきを憐み茲に教誨の勞を執らんと欲す逸史よ虚心平氣にして余か述る所を聞け

決定巡查看守給與の物件を其保存期限内自己の用に費消したる所爲は刑法第三百九十五條を適用し委託物費消罪を以て斷す

凡そ法律解釋家の最も務むべきは立法者の精神を探究するにあり何となれば立法者の精神は即ち是れ法律の精神なればなり若し夫れ然らず單に文字上より

利を云ひ此三要素を具備せざれば完全無欲の所有權と稱することを得ざるは何人も是認する所然らば反問す巡查看守に給與せられたる物件にして(保存期)使用収益は姑く措き其眼目とする處分の權利あるや否逸史如何に法文誤解の淵に沈論すれば逆恐くは之ありと答へざるべし果して然る以上は所有權は依然官廳に存在し被給與主に移轉せざるは火を賭るより尙は明かなり要するに所有權中處分の權利ありてこそ人々之れを貴重にし法律又之れを保護す之を徹せば畢竟委託を受けたる物件と毫も異なることなし依之觀是巡查看守の給與物件を自己の用に費消する所爲の如きは刑法上の制裁は免かれざるものと信し前項の決定を與へし所以なり逸史よ之をしも尙は無罪說を絶叫せば余は復何をか言はん讀者諸君の教誨に委せんのみ阿々

●東洋逸史に再考を煩はす六卷十二號

頓 珍 漢

不肖頓珍漢きに二個の卑說を掲げて巡查看守給與物件を費消したる場合に於ける刑事上の責任を尋ねたるに前號の誌上に於て東洋逸史は驟然兩說を排斥して更新一番刑事上無責任なることを主張せられたり

解釋を下すか如きことあらは是れ法律を解釋するにあらすして文字自身を解釋するものなり此の如にして誤斷認定に陥いらざらんと欲するも豈に夫れ得べけんや宜なる哉逸史の述る所委託と云文字にのみ拘泥し委託物費消罪を構成すへき則ち刑法第三百九十五條の全文を熟讀玩味せざるの致す所敢て怪しむに足らん全條の精神たるや元信用に基くものなるを以て其信用に違背せば其罪を組成するは勿論なり何をか信用と云官廳は巡查看守たる最も名譽ある官吏なるが故或期限内給與物件の保存を委託し決して職務以外濫りに費消せざるものと信せしものにして再言せば職務を行に際し使用する爲め給與せられしものなれば職務外に費消を許さざるは喋々を要せず灼然たり故に官廳の信用に反さざるを一人の利益に供したる行爲は無論委託物費消罪に問擬するの至當なる争ふ可からざる定論なり逸史又曰く給與せられたる物件は給與の當日より該物件の所有權は被給與主則ち巡查看守に歸し云々と揚言するに至ては余逸史の腦裡法律思想に乏しき其魯鈍あるに驚かずんはあらざるなり

抑所有權とは自由に物の使用収益及び處分を爲す權

其御手際實に見事なりと謂ふ可しとは只論者の意中を想像したるものにして實は予をして却て倍々迷惹に彷徨せしめたり逸史曰く巡查看守の給與物件たるや決して官廳の委託に依り保存するものにあらすして或る條件を附し給與せられたる物件にして從つて給與の當日より該物件の所有權は既に被給與者に移歸したるものなりと、予輩條件附所有權なるものは果して如何なる種類の權利を指示するものなるやは知らずと雖も兎に角所有權と云ふ以上は吾人は其物件即ち目的物たる給與品を自己の意思に任かせ自由に之れを行使し且つ處分し得るの權利なることは逸史自らも之れを認むるなるべし然れども其奉職中は行務上相當の期限間保存を要する爲め官廳の監督の下に所有權を制限せらるゝは洵に止を得ることにして實に逸史の言の如くなるべきも其退職の際(保存期限内)に於て苟くも既得の所有權を抛棄して其物件を官廳に還納せざるへからざるの理由は那邊に存する乎逸史の言茲に及ばざりしは予の最も遺憾とする所にして實に隔靴搔痒の感なきを得ず蓋し日本臣民は法律に依るに非ざれば其所有權を侵さるゝことなしてふ憲法の典章は如何に博識多才の逸史

と雖もマサカ之れを狂くる能はざらん如何に保存期限中なればとて現に取得せる所有權を無償にて他人に手渡するの馬鹿はあらじ又斯かる法律も將來はイザ知らず現今に至るまで曾て我邦に見ざる所なり故に予は給與物件は行務の必要上官廳の委託により之を保存するものにして之が所有權移轉の機は實に保存期限満了の瞬時にありと云はんとす

次に逸史は其第二項に於て給與物件は條件附自己の占有に屬する物件なるを以て官守盜の目的物とならずと云ふと雖も占有の物件豈必ずしも盜取し得ざるにあらざる其自己の占有に屬する物件と雖も未だ所有權の移轉せざる限りは敢て之れを盜取するを妨げざるなり法律上所有權とは自由に物の使用收益及び處分を爲すの權を云ふも占有とは唯に一個の事實に過ぎず請ふ所有と占有とを混視せざらんことを

●淵月庵主人の質疑に對し(七卷一號) 同  
 (一) 教唆者の時効の起算點は實行者の時効の起算點と同一なるや否  
 予は發題の主旨を解するに苦むと雖も凡そ刑の時効の起算點に付ては其教唆者に對すると實行者に

元より甲者の任意にして犯罪構成の上には影響を及ぼすべきものにあらざる  
 亦甲者曾て乙者を恐喝し騙取したる處の證書を以て  
 者を強迫●金圓を騙取したりとせんか茲に更に恐喝取財の罪を犯したるものと認むるに於て何の故障か之れあらん論者或は言はん恐喝と強迫とは似て非なるものにして自ら其性質目的を異にするものなり故に第一の所爲を以て恐喝取財とするも第二の所爲は他罪を構成するも恐喝取財の罪とし論斷することを得ずと併し是れらの議論は事疑問外に涉るを以て后日に譲り余は本問の所爲をして二罪とし論定するに躊躇せざるなり請ふ問者の御意見は如何

●廢眠主人の疑問第三に答ふ(同) 同  
 甲者委託を受けたる金圓を強盜のため奪取せられたりと乙者委託者を偽り然る后ち之を竊に消費したりと

余本問に就き聊か疑ひなき不能何となれば本問の如きは疑ひもなく一讀委託物費消罪たる事を知るに難からざればなり只だ甲者が委託を受けたる金圓は強盜の爲めに奪はれたり委託者を偽りたるは少しく

對するに因り差異あるものにあらざる乃ち刑法第六十一條及第六十二條を見れば蓋し釋然たらん  
 (二) 無形の財産上の利益勞働の如くを騙取したるときは詐欺取財の罪を以て論すべきものなるや  
 我刑法に於ては詐欺取財の罪體となるべきものは有形のものならざるべからず故に發題者の所謂財産上の利益の如き無形のもの之を騙取する事能はず乞ふ淵月庵主人他人の勞働を騙取する方法を御教示あれ

●廢眠主人の疑問に答ふ(同) 東洋逸史  
 甲者乙者を恐喝して證書を取り后ち其證書により強迫して乙者より金圓を取りたりと  
 余は甲者の所爲を以て二罪となす何とあれば凡そ犯罪あるものは大概不正の所爲により不正の目的を遂げ或は遂げんとしたるものは必ずや其所爲を以て罪となし敢て結果の如何を顧みざるものとす例へば甲者の乙者を恐喝して證書を騙取したるものは已に甲者は不正の所爲により不正の目的を達したるものにして則ち恐喝取財の罪たるを免れず而して不正の所爲により得たる所の物件則ち證書を行使するや如何欺罔手段に似たりと雖ども要するに甲者の偽言は委託の金圓を費消するの種にして始めより欺罔の手術を盡し金圓を得たるものにあらざれば到底詐欺取財を以て論ずる事を得ず是れ余が一讀委託物費消罪を以て問擬すべしと云ふ所以なり

●頓珍漢の質疑第一に答ふ(同) 同  
 徵兵忌避罪は繼續犯なりや將た連續犯なりや  
 余は徵兵忌避の罪は學說上所謂即時犯たることを疑はず何とあればそも徵兵忌避罪の如きは其性質上彼の監禁罪の如く永く其所爲の繼續するものにあらざればなり故に徵兵検査に當り忌避の結果逃亡して其検査に應せざらんか此に徵兵忌避の犯罪を構成し到底刑罰の責を免ること不能而して數度の徵兵検査に應せざるものありとせんか素より彼の連續犯てう名稱の下に支配せられざる犯罪なれば其時々々の所爲に付て刑罰の責を受くべきものにあらざる若し夫れ果して然るものとせんか徵兵を忌避し逃亡して數度検査に應せざる時は如何に處分すべきものなるか余は左の如く答へて言はんとす

徵兵を忌避し検査に應せざるの時已に其犯罪を構成

するものなるを以て其以后に係る忌避の行爲は重て罪とし論すべきものにあらず

● 頓珍漢の質疑第二に答ふ(同)

凡そ地方監獄内に設けある拘置監に刑事被告人を拘禁するや總て檢束取締に關する職權を有するものは地方監獄の典獄にして従つて其拘束に係る處の責任を負ふべきは理の將に然るべき事なりとす然るに本問の如き場合に於ける責任の飯着するの點に付ては少しく疑ひの起るなき不能是れ本問の因つて生じたる所以にはあらずるか

夫れ刑事被告人を密室に監禁することに付ては刑事訴訟法第八十七條以下數條の明示するが如く被告事件に關し事實發見の爲め必要の場合に於て檢事の請求或は職權を以て豫審判事の言渡を爲すものにして典獄の職權に因り密室に監禁するものにあらず従つて解禁の言渡を爲すべきものも典獄にあらずして當該裁判官の職權に飯する事は敢て識者を俟つて后ちに知らざる事なるべし故に檢事の遺忘に因り解禁の指揮を爲さず其結果假令期間經過后尙は數日を密室に監禁したりとするも其責の飯する處は檢事にあつ

服なる時は更に上等裁判所に向つて上訴を爲し得る事は敢て余が喋々喃々を俟ずして明晰あることなるべし而して問者の所謂正式裁判請求は上訴と見做すや否やの疑問も自ら氷解せしにはあらずるか何となれば違警罪即決例は治罪の手續を運用せざる處の便宜的裁判とも稱すべきものなれば之れを以て直ちに違警罪裁判の第一審と認むること不能従つて第一審の裁判を経ざるに先きだち上訴を爲すの權利を得ざればあり

● 頓珍漢先生に答ふ (六卷十二號)

漢 洲

其一 洋々散史の質義に應じ解答を試みし所先生より反問を受く到底満足なる解説を呈する能はざるも聊か所思を述ん刑事の欠席判決ありたる場合に其上訴期限は檢事は欠席と出席とに論なく五日内に被告人は其判決ありしを知りしより三日内に故障又は控訴をなすを得るは法の定むる所なり然るに欠席したる被告人其判決のありし當日之れを知りし場合に於て三日内に故障又は控訴をなさざるも檢事は猶五日内に控訴を爲すを得るなり故に被告人の三日内に故障又は控訴を爲さざるを以て直ちに確定したるもの

と典獄の與り知る處にあらずるなり然り然れども已に述べたるが如く拘置監に刑事被告人を拘禁するや總て拘束取締に關するの大權は獨り典獄の掌握する處あるを以て其し刑事被告人を密室に監禁するの言渡を爲すの職權こそなければ其執行は常に典獄の職務に屬するものなれば特種の監禁法(則ち密室監禁)を執行する場合には特に其期限に注目し過失を未萌に豫防するの注意あるべきは是れ則ち德義の要求する處なるべし

以上論ずるが如く其責任の飯する處を問はゞ余は典獄に其責なしと断定せざるを得ず請ふ頓珍漢氏の御意見は如何

● 頓珍漢の質疑第三に答ふ (同)

同

警察署に於て違警罪を即決するは一の變例にして則ち便宜的裁判とも稱すべきものなるか故に之を以て治罪の手續に因りたる正當の裁判とは認むること不能於此乎即決例は被告人の權利を重し違警罪即決の言渡に對しては更に正式裁判を求むるの道を開らざ此に於て治罪の手續を運用し第一審の裁判を受くるに至りしものにして若し此第一審の判決に對して不

と見做す能はざるは賭易き理なり頓珍漢先生曰く理論は措て問はず今日各地裁判所の實際に行ふ所を見るに云々と先生も法の明定する所理論の如斯ならざるへからざるとは既に首肯せざるものゝ如し然るに先生の地方に於て檢事の控訴期限五日を経過せざるも被告人三日内に故障又は控訴をなさざるときは既に判決の確定したるものとし檢事は之れか執行を指揮し典獄は從て其執行を始むと是れ如何なる御都合なるか頗る奇怪に存するなり如斯扱を可とせば何ぞ三日を待つを要せん被告人に於て故障控訴をなさざることと言明せば直ちに執行をなすを得るに至らん何ぞ法を無視したるの甚しき豈如斯扱をなすを得んや便宜の扱は措て問はず理論既に然り實際の扱亦是れに叶はざるへからず當地方に於ては矢張り五日を経過せざれば執行に着手せざるなり

其二 廢眠主人の質義に係る囚徒逃走罪の再犯を以て論せざる理由の解答も又先生の反撃を恭ふせり是れ亦一言以て持説を再演せんと欲す先生は囚徒逃走の再犯を以て論せざるは囚徒たるの身分は逃走罪を構成する元素なり囚徒となりたる原犯を再犯の數に加ふるときは逃走罪は何時に於ても再犯たらざるを

得ざるが如き不都合を醸すに至るべしと成程囚徒たるの身分は逃走罪組成の元素なり然るに囚徒となりたる原犯を再犯の數に加ふるべきは逃走罪は何時に於ても再犯たらざるを得ざるか如しと勿論のことなり逃走せば再犯に相違なし之れに再犯加重の例を用ゆ何の違理かある即ち先に重罪の刑に處せられたるもの再犯輕罪に該する時は本刑に一等を加ふの刑法第九十二條の明文に該當するものなり此刑法九十二條に適當する其再犯に相違なき輕罪を犯したるものを再犯加重せざるは抑も何等の所以なるか只單に囚徒たるの身分なるが故の一理由に止まらざるべし若し單に此一理由の爲めとせんか刑期限内再び逃走せん場合は如何囚徒たるの身分あるにも不拘再犯を以て論するにあらずや今や改正せられんと調査中にある刑法案を案するに幾回逃走するも再犯加重の例を用ひざるなり其再犯加重の例を削除し單純の逃走を罰せざる理由たる自由を欲し痛苦を遁れんとするは人性の常なり殊に囚徒の逃走は獄舎獄具の不完全若くは看守者の不注意に職由するに外ならざれば其責反て官にあり云々と其の再犯加重の例を削除せし理由を推究するに現行刑法に於て初回の逃走に再犯を

以て論し加重せざるの理推知するに足るなり不知余輩前號の解説茲に適中せり今や法學の門に入らず法理の何物たるを解するの識能なし只俗説を述べて以て大方諸賢の教を乞はんと欲するなり

●淵月庵主人の質義に答ふ (同)

同

(一) 教唆者時効の起算點は實行者の時効の起算點と全一なり

(二) 詐欺取財罪は現に有形の財物を詐取したる場合なり故に無形的財産上の利益を騙取したる如きは詐欺取財を以て論するを得ざるなり

●廢眠主人の質義に答ふ (同)

同

(一) 欠席判決に對し被告人故障を申立て其正當なるときは先の判決は無効に歸し會て判決あらざりしと全様なり

(二) 甲者乙者を恐喝して證書を取り後ち其證書により強迫して乙者より金員を取りたるは詐欺取財の一罪なり

(三) 甲者は詐欺取財を以て處分すべし

●頓珍漢の質義に答ふ (同)

同

(一) 徵兵忌避は繼續犯なり

(二) 典獄は行政上相當の處分を受くべきなり密室監禁は其期限十日を過くへからず(言渡を更正したる場合は格別)期限滿たば當然典獄に於て解禁すべきなり何ぞ檢事の指揮を要せん恰も十日の刑に處せられしとき其刑期滿ちし上は放免すへしとの指揮を要せざると全様なり然るに典獄解業指揮なきを故とし依然營業したるは職務上過失を免れず

(三) 違警罪即決例により正式裁判請求は刑事訴訟法の上訴と見做すと能はず

●刑期起算に就て

霞堂主人

會て洋々散士は本誌第六卷第一號の紙上に左の如き問題を提出せり

刑事被告人第一審の判決に對し控訴を申立たる處控訴院に於ては起訴の手續を誤りたりとて公訴不受理の言渡を爲したるを以て檢事は更に第一審裁判所に起訴し遂に被告は刑の言渡を受けたり此場合に於ては何れの日より刑期を起算すべきや

余は此問題に對し次號に解答を載せたり然るに散士

は異議を唱へ第三號に於て余が解答の不當なるを論したり因て次號に再び洋々散士に答ふと題して説明を與へたるも散士は之に服せずして第五號に駁論を掲げ際限なきにより余は其儘に付したりしが今法曹記事を見るに其第五十號に司法省の訓令あり其訓令は本問に類したる刑期起算の請訓に對して發せられたるものにて會て余が有する所の論旨と略同しきを以て茲に掲げて實際家の參考に供す

刑の執行に關する件

請訓(明治廿八年七月十六日德島地方裁判所檢事)

甲犯罪あり豫審中乙の共犯者たるを發見し豫審判事より檢事に通知し甲と共に輕罪公判に於て甲乙俱に有罪の判決を爲したるに乙は其裁判に服せず控訴を爲し控訴院に於て審理の末乙に對しては未檢事の公訴を提起せし手續なし然るに豫審公判とも乙に對し裁判を與へたるは刑事訴訟法の規定に背きたる違法の裁判なりとし公訴受理すへからざるの中間判決を爲したり控訴院檢事長は該判決の不當を繰述し上告を爲したるも結局原院判決は至當なりとし該上告は棄却せられたり故に原裁判

所檢事は乙に對し更に起訴の手續を爲し豫審を経て公判に移り終に有罪の判決を爲し其刑遂に確定したり之れか刑期計算に至りては控訴院の不受理即ち本案前の判決確定し最初の公訴無効に歸したるを以て後判宣告の日より起算せざるべからざるが如しと雖も乙か上訴を爲したるは後に無効と爲りたるも本案の裁判に對し上訴を爲したるものにして其旨趣は相違するも結局其上訴は破棄せられて無効となりたるものなれば乙の上訴は正當の理由ありしと云はざるを得ず然れば刑法第五十一條第一の前置によりて其刑期は前判宣告の日より起算して上告判決の日迄を刑期に算入し更に同一事件に付起訴し有罪の判決ある前日迄は之を除棄し後判宣告の日より前後通算して刑期を計算するを適當なりとす若し不受理の事件と再起訴の事件は同一事件なるも最初の公訴は無効となりて消滅し後の公訴は正當にして別件なるも以て前後通算して刑期を執行すべきものにあらざれば乙は己れの上訴正當なるにも拘はらず其實同一事件なるにも關せず後判宣告の日より相當の刑を受けざるべからず畢竟訴訟手續の不完全なるより此現狀を

らるゝ處となり監獄問題は毎に帝國議會の一議題たり毎時衆議院の否決する處たりしと雖も監獄事業の世人の注意を喚起せし効果は決して尠少ならざりしこと疑なし是れ吾人をして一年と斯道の爲めに有望の念慮を加へいつか一度は彼岸に達する時期あることを豫想せしめたり然るに廿七八年來日清戦争の爲めに監獄問題はいつか立消へとなり又口にするものだになさしに至り甚だ頼み少き不運見となり了はれり今日は又戦勝の結果國家經營事業の夥多なる中々監獄事業にまで念及する遑なきものゝ如し是れ監獄事業に取りての一頓挫なり嗚呼頓挫猶ほ可なり唯憂ふる所は挽回警醒するの策を講せず因循姑息其の成行に放任し枝葉に汲々するのみにて敢て其の根本的進歩策を顧みざるにあり時機は自然に來らず進んで之を喚起するを要す喚起の任誰か之れに當るべきものと思ふて此に至らば吾人の任決して輕しとせず而して監獄の良否は其の國政治の良否を占知するの羅針盤なりとの格言あり決して等閑に附し去るべき事業ならず吾人は感ず戦勝後の今日に在りては却て益々從前に倍して監獄事業の改良促進方に留意してこそ我が皇國の綽々餘裕あるを表示することとなり列

出したるは其責乙に非ずして當該官にあり然るに一是に其責を乙に歸す豈に苛酷ならずや況んや刑法第五十一條第二に於て檢事の上訴は正當なる否とを分たす前判宣告の日より起算するの精神に反す故に本案の如きは刑法第五十一條第一の前置に準據し前題の如く通算して執行を爲し可然哉  
訓令(明治廿八年八月十五日)  
本年七月十六日庶第一二二八號請訓刑の執行に關する件は見解の通り

雜 錄

●監獄事業の前途果して如何

監獄改良の急務たるは今更喋々を須ひず是を以て曩きには獄務顧問を遠く普國より招聘して大に我が獄制の改良を促進せんとし又一面には地方の監獄費を國庫の支辨に移して益々改良整理の實功を奏せんとし其の國庫支辨案は政府案として二回まで帝國議會に顯はれたるも不幸にして否決の非運に陥りし政府にては其の後之が提出を見合せられたるも引續き毎會國民協會其の他の議員諸氏より貴衆兩院に提出せ

國に對して我が國威を宣揚するに足り内地外交共に体面を保持完成するの手段たることを、當路者の意思果して如何今日は是れ進取に利ありて退守に不利なり決して安然熟睡すべきときならず宜しく銳意奮勵春眠を打破して一新紀元を開發し以て我が獄制の根本的改良進歩を企圖することに注意せざるべからず若し夫れ悠々緩々只時の至るを空待せば監獄事業の前途を如何せん豈思はざるべけんや世の識者以て如何とす

●瘋癲者の刑事上に於ける責任

左に掲ぐる所のものは英人「イドワルド、イフ、ウ井ルロビー」氏の著に係るものにして瘋癲者の刑事上に於ける責任を詳論したる極めて面白き論文なれば身荷しも刑罰の執行に従事するもの豈一讀して裨益なしとせんや以下號を追ふて載録すへし

直接の實驗に依り證明し得ざる總ての問題に關しては人々其習慣若しくは學派を異にするに從ひ偏重偏輕の惡癖に陥り其極一方の議論を崇拜し却て他の説を輕蔑否不問に附する事あるは世間に往々目撃する所なり蓋し此等の人々の心性たる教育又は職業上の

偏癖よりして或は一方に偏し或は他の方向に走りたるものなり

明確若くは多少疑はしき癡癲者は刑事上の所爲に對し責任あるべきや否換言すれば自然法を明かに破りたる所爲に對し責任を負ふ可きものなるや否更に他の語を以て言へば殺人強姦盜竊製造等の如き苟くも普通の智識を具備せる人たる以上は直に社會の原理に背戾せるものたることを知るべき所爲に對し癡癲者は責任あるや否らざるやと云ふにあり尙ほ略言すれば人若くは財産に對する大犯罪に就き癡癲者は普通人と均しく責任を有するや否やと云ふに在り然るに此問題に關し古來法律上の職業と醫學上の職業との間に慢性病の如き到底全治し難き深恨を養成し異論百出結んで解けざるは誠に以て不幸の事と云ふの外なかる可し

此法律家と醫家との諍論たる二者各々全く遇ちなしと言ふ可からず前者は癡癲なるもの、眞に心性機關の疾病たるは猶ほ胃病が消化機關の疾病たる均しきものなる事實を知らざるものなり然り而して心性及び消化機關の孰れの場合に在りても各異りたる働作を有する機關は數個あるものにして其機關の組織

其存在を認知するに於ては道德上無責任なりと主張するに在りすとす更に或る小數の者は彼の佛蘭西癡狂醫の説に倣へて(他人の物を盗みたくなる疾)(アルコールを飲まんことを欲して制止すべからざる疾)及び(火を見て發る癡狂)等の三箇に區分し以て癡癲の上に無用の種類を増加せんと企つるものあり斯かる名稱たる如何程便利のものなるに拘はらず全然學理的の價值を有せざるものなり

然るに又他の一方にありて法律家にも醫家にも非ざる一般の公衆は左に掲ぐる二種の行爲を以て大底癡癲病より來る處の感激に歸せんとするの傾向あり(一)正確なる心性と相一致せざる所爲換言すれば正確なる心性より來りたる價格なき所爲、(二)普通の知覺を有する人には殆んど想像し難き否了解し得べからざる罪惡の執行、此二者の内今は後者を目して以後普通ならざる犯罪と云はんと欲す而して前者に就ては自殺は好適なるべしと信ず蓋し陪審官なるものは恒例として大概仁愛の本心に促がさざるの餘り自殺者の所爲は一時の發狂に出でたるものなりとの宣告をなすものなり然り而して斯くする所以のものは遺族をして死者を葬むるに基督敎上の葬禮不認

上の變化及び其結果として發生し來る處の働作の變動は或る一定の機關以内に制限せられ以て僅かに其他の機關の健康を維持するを得べきものたるの事實を知らざるものなり然るに又後者は一部に於ける斯かる疾病の存在に法外の重量を置き而して獨りに他の各部に其の影響の波及すべき由を假定するものなり生理の光明に照らして心理學を攻究せざりし人(心理學は生理學の一部なりとす)及び心理學の光明に照して癡癲病を研究せざりし人(生理學の心理學に於けるは猶ほ病理學の生理學に於けると同一の關係を有するものなり)は情智意の三箇の心性上に於ける勢力即ち作用の三區分に相對立する三種の癡癲病の存在を承認せざるならん換言すれば此三種の癡癲者あることを了解するを得ざる可し即ち道德上の癡癲、智識上の癡癲、意思上の癡癲、是なり而して此等癡癲の各箇は或は一部なるものあり或は又全躰なるものあり時としては又三種の癡癲種々に聯結せるものあり

抑も法律家の誤謬たる總ての癡癲の證據として智識上に於ける無能力の證明を要求するに在り然るに又醫家の誤謬たる癡癲の種類は何たるを問はず苟くも許の心得なからしめんが爲なり然りと雖も此等の宣告たる多くの場合に在りて信神的擬準たるに過ぎざるなり余は洵に左の如き事あるを拒まざるものなり、感情甚だ烈しくして意思と自制との微弱なる人は例せば後日に至り自己の嘗て犯したる犯罪を知覺したるに依り若くは單に悲嘆又は心痛に依り或は又(自己の無智無學を覺悟するならば)自己の占むる現在の地位に愧つることに依て眞に精神錯亂せるが如く壓迫せらるゝこと無きに非ず乍併自殺は其自身に於て精神錯亂を含蓄するものにあらざる彼の宗教的天性の普通の者に異なりて未來の懲罰の存在を疑ふ處の人は未來に於ける生活の不確定及後生の希望よりは現世の生活に於ける刑罰耻辱若くは貧困等の確定を信用するものなり而かも此類の人にして別に外部より強制せらるゝ無く全く自己の自由なる決定よりして後者即ち非常犯罪を選擇して犯罪を行ふに在り斯かる人は決して癡癲にあらざるは言を俟たざるなり (未完)

●忍耐と辛苦

頓 珍 漢

彼の韓信の胯下の如き真に大丈夫と謂いへし若し悲つて彼兒を斬るか乃ち匹夫の勇云ふに足らず其忍んで蒲伏以て胯下を出る乃ち閻巷人の爲す能はざる所にして大丈夫の天下に志あるものゝ能く爲す所なり一舉腕を亡ぼし再舉趙を破り燕齊を席卷する囊中の物を探ぐるが如き所以のもの果して是にあるか彼の子房の圯上の如き真に英雄と謂ふべし若し怒て彼の老人を殿つか王者の師とあるを得ず忍んで地下に下り履を取る常人の能くする所にあらず百萬戸に封せらる一に是に因るか

籌を帷幄の中に運らし勝を千里の外に決する吾子房に如かず百万の衆を指揮し戦へば必ず勝ち攻むれば必ず取る吾韓信に如かず是皆忍耐に原因する所なり天の將さに大任を是の人に下さんとす必ず其心志を苦ましむ風雪を経されば何ぞ東風に遇ふを得んや今司獄の衝に當り矯惡移善の實を擧げんとするもの豈忍耐と辛苦を甘んせざるへけんや彼の檢身室に於て囚徒の積鼻揮を手にするもの亦之れ百萬戸に封せらるゝの始めにあらずして何ぞや

### 寄書

#### ●易水涯人に答ふ

原胤昭

本紙前號の寄書欄に於て前北海道教誨師と題し予輩が教誨師辭職の理由に就て高教を賜りし易水涯人に御答へ申候

高論の歸着、予輩に御同情を下され候御厚意深く拜謝仕候 第一項に於ける御論難は一應御尤の事に相伺ひ候か本論に附ては予輩堅く信する處有之候間何卒御熟考被下度尙は監獄雜誌明治廿七年初頃の篇に連載相成居候北海道集治監教誨師諮問答案と申長篇に論述致し置候間御一讀被下候は、本懐の至に御座候 第二項 第三項に至ては尙詳述を希ふとも監獄雜誌は之を掲載するを許されず候間御答も難相成遺憾千万に御座候、予輩も前後十有餘年の苦勞經營を放擲する有様のものに候へは之を以ても萬事御推察を希ふ次第に御座候 尙聊か事の顛末は日本宗教記者の懇請により該紙第七號(一月發行)の紙上に記るし置申候御一讀被下度書外は獄事叢書の紙面にて

#### 甲上度存候

### ●有賞者の食費計算方

不 屈 生

監獄協會雜誌記者曰く賞表を有する囚人には優遇として加給する菜代及び半白食糧あれば食費は普通囚人より高價なるを以て彼の食物購求を許すときの標準たる食費の價否を計算するに方り其加給菜等の價も彼等が食費中に加算控除すへしと子を以て見るときは實に其計算の不當なるを知る管だに不當なるのみならず優遇てふ恩典を抹殺して監獄則の規定を蹂躪するものと云ふべし唯だ彼等の科程相當の食費を以て標準とすべきなり若夫れ加給菜代をも差引くとし今汝に褒賞として是々の物品を與ふべし其代はり汝は之れに相當の代價を支拂ふべしと言はんか誰か其失當を笑はざらんや遂に全く賞與の實性を失ひ一方には賞表を有するが爲めに食費嵩み從て食物購求の恩恵に浴する能はざるに至る然れども論者は有賞表者には自から購求せざるも已に加給の恩恵あれば敢て不權衝と云ふべからずと曰へり成程彼等の身分として或は夫れ然らん然れども事物の道理は決

して之を許さず一方には加給の恩恵を附與せんとて一方に食物購求の途を壓蹙せしむるが如きは豈之れを不當と謂すして可ならんや知らず監獄則の精神果して爾かるや否やを

### ●清國人待遇に就ての感

Y、H 生

今や戦捷の結果として清國臣民をして我法權の下に屈せしめ我監獄に於て遺憾なき刑罰の執行を爲すの機期に達しぬ我曹日本臣民たるもの誰か又帝徳の宏懿無量にして國權の伸張發達を祝せざるものあらんや回顧すれば去年酣戦の日帝國臣民か公憤公怒は如何に騰々たりしか惰夫の爲めに起ち少女爲めに及を提げ國民相一致して異口同音清國民を呼て豚尾漢と稱し當時清民に對するの通稱は彼の卑猥なる豚尾漢たるの一語に外ならざりしなり然れども平和克復の今日に至ては和氣融々絶て犬猿の情なく親交益々濃厚を極め我同胞たるもの誰か又一點卑陋の心念を狭むものあらんや隨て我法權の眞價として清民に對する敢て帝國臣民と差異あらざるなり然れども豚尾漢てふ語辭は容易に吾曹腦裡の記憶を消磨せしむる



能はず偶々筆遊り語熱するに及んでは毛髮の間又豚尾漢を呼唱せしむるに至る之れ俗界の常事豈に深く咎むるに足らんや然りと雖ども若しも我司獄士をして未だ其餘鬩に咽び清國民を拘禁するに當て尙ほ之か處遇に及ぼし百般苛酷に涉り或は公文公書記録に迄豚尾漢なる奇語を用ゆるか如きとあらは之れ實に治獄の汚點たるを免れさのみならず永く後者の嘲笑を招くに至らん豈に慎まざるへけんや况んや近く歐米人をして我法權の下に起たしめ彼をして愈々倍々我治獄上に緻密の視線を注射せしむるの秋に於てをや吾曹の警語亦故なきに非らず奉應の志士以て咎むる勿れ

●宜しく他山の石を求むべし

藤原生

語に曰く他山の石以て玉を磨くへしと今日監獄雜誌の讀者中素より出藍の士に乏しからずと雖も亦讀者たるに相違なし讀者たる以上は未だ完璧の人にあらざるは論を俟たず人上に立つ人すら唯々を以て誇々に若かすと云いしものは己れの缺點を聞きて反省する所あらんことを期すればかり然るを況んや切磋琢磨

學者となり詩人となり和學者となり文章家となり將た治獄家とあるものあらんや皆耻を忍ふこと多かりし結果かり今讀者にして一時の耻を忍ふこと能はず彼を厭ひ此を避け以て改良の大成を望まんとするは亦安ならずや唯た淡々として光風霽月の如き行あらんことを望む思ふに世人をして監獄思想を抱懐せしめ司獄の光輝を社會に發揮するもの孰れか監獄雜誌の右に出づるものあらんや

予輩此種の雜誌の愈々益々多からんことを望むのみならず獄事に關する日刊若くは毎週新聞の社會に與らんことを願ふと全時に亦須らく當局有力の士に希望せざるへからざる所のものあり他なし此班の人をして宜しく屬僚を鼓舞勸勵し購讀者をして一人にして多からんことを計るの方針を探られんことを望む我邦既に二三の雜誌ありと雖も讀むもの只たに一片の茶話視するか若しくは後進輩の癡言として之を顧みず有力の人亦以て之を怪まざるは實に千載の遺憾と謂つ可し

●輕罪控訴豫納金免除の除外令を望む

山陰生

磨を要すへき讀者諸君に於てをや其他山の石を求むへきは理の方さに然らざるを得ざる所なり而して他山の石を求むる敢て奇道なし唯々監獄雜誌上相互の智識を交換するあるのみ文章のみに若かざるを耻ちて寄稿を躊躇するの人は蓋し拙の拙なるものに非ずや遂に成すなきを以て終らんとす又他人に妄評せらるるを厭ふて投稿を果さざるの徒は亦卑窟の卑窟なるものにあらざるや若し他人に妄評せらるるを厭はし間然なる名文を作るまで之を忍ふへし他人か無法の論駁を試みたるを怒つて投稿を廢するの輩も亦柔中の柔なるものなり人あり無法の論駁を試むれば何ぞ立て之を反駁せざるや反駁すへきの筆を持ちながら黙々たるものは他日何の得る所あらんや時としては人の寄稿を讀みて徒らに彼是評嘲し百も承知願するものあるを見るの可笑さよ今日英學者を以て稱せらるる人も一度はABCより教授を受けたる者なり目下詩人を以て自任する人も嘗て詩語碎金幼學便覽を手にしたる事なくんはあらざるや和學者もいろはにはへどを學ひたるとあり文章家も作文措梯と首引を爲したること多く獨のクローチー氏とても初めは獄てふ一字に頭を腦めたることもありぬへし豈初めより英

輕罪の刑を受たる被告人該判決に服せず法定の期間内に在て第二審の判決を望むものは保證として相當の金額を豫納すへきは現行法の明規する所なり要するに輕罪の判決を受けたるものにして豫納金の規定を設けず第一審判決に甘する能はざるときは其意に任せ直近の上級審に向て覆審を仰ぐことを得るとせば結局誰れか控訴を希望せざるものあらん濫訴の弊玆に於て釀成せん假りに豫納金の制限を設けず誤判の万一を矯正せんか爲めに許すとせんか輕罪に控訴を許したるより今日迄覆審の爲め無罪となりたるもの一地方幾人かある實に寥々曉星の如し素より第一審裁判に於ても諸般の微憑を蒐集し確然事實を認め構成法に基き定數の法官合議の上判決を與ふるものなるが故に巧みに控訴を企て法網を免脱せんと圖るも輒く前判を破棄するを得ざるは當然なり然りと雖も森羅万象の罪犯に付之れか正邪曲直を甄別するに丁りて如何に老法官にして其名聲を博し法理に通曉し從て審理上周密精覆絶て遺策なしと信認する其人と雖も偶被告人の身に就き精査を遂ぐるるときは平素の舉措頗る不正又既往の實歴上刑辟に觸るゝ數犯の多きに及びし徒に對するときは假令本案事件審理

之未曖昧稜稜にして罪證捕風捉雲の嫌ありて半疑半信の感あり又被告人に於ては毫頭覺知せざる時は縱し身は火水の急に溺するも雖も到底當初法官が認むる事實に匹適する自白は供述する能はざるなり否自白すへき謂れなきなり然るに法官は之を以て頑復眞實の供述を爲さるものと誤認し唯一に臆斷なる心證に迷ひ證人の片言隻語を採り却て情狀を惡み遂に有罪の判決を與ふるとおしとせず況んや法官も人なり神仙に非るよりは幾多の罪件中或は稀に誤判なしと言ふ可らず若し此の如き冤枉に陥り赤貧洗ふが如きものに在はりては如何に人權の伸張すへく名譽の回復すへきは辨知し滿腔の熱血溢る、許りなるも現行法豫納金の遮斷する所とあり空しく恨を呑んで其刑に屈服せざるを得ず茲に於て共同被告人なるものも資産の有無生活の程度に依りて甲は無罪の實を得乙は有罪の苦楚を嘗むるの別を生出すに至る實に奇怪の結果ならず其重罪控訴に豫納金免除の規定あるは如何と云ふに凡重罪は概して罪狀煩雜にして最も深密の注意と最も鄭重なる審理を施さるゝときは甚だしく匡正回復する能はざる生命に關する極刑あり其他輕罪に比すれば体刑零瀆も當な

司の前に苦服せんのみ由此觀之誤判万一を保證せんとするには彼の貧者を救護するに市町村長の證明あるときは豫納金を免除するの除外を設けざるへからす苟も心を公益に用ふるものは決して輕々に看過す可らざる所なりとす故に當局須らく利害得喪の所在を鑑別し異日法典修正の機に際せば幸掲題の除外令の一部を加設せんこと余輩局外者の渴望して已ざる所以なり

雜報

通算刑囚に對する現役百日扣除の準備に就て

定役に服する囚人にして數罪通算刑に係る者現役一百日を控除するに從來の取扱振によれば前發罪の刑執行完了せざる内に後發罪の刑確定し同一監獄に於て繼續執行する場合に限り單に最初の現役一百日間丈け工錢を給與せざるも若し前發罪の刑執行を終り一旦放免したる後再び後發罪の刑執行の爲め入監する者に在ては更に復現役一百日間を經過せざれば工錢を給與せざる方法にてありしに今般其筋より通算

らざる懸隔あるを以て其豫納金の資力なきものは所轄市町村長の證明に依り免除するの規定を設けたり個は最も人權の貴重すべく保護すへき點に出てたる注意ならんか退て考一考せば人權の重すへく名譽の貴ふへきは獨り重罪に限らず輕罪も亦た然り一旦不當にして誤判の結果刑辟に觸るゝときは社會の信用立ろに地に塗れ貴重なる人權回復するに途なく供手鐵窓場裡に呻吟し刑期滿限の曉に至るに浪々街巷に漂ひ汚名永く褪消せざるあり是即ち余輩の平素懷抱する遺憾なり果して前陳の如く誤判の事犯一人たも生出したりとせんか司直の府たる司法の威信忽ち失墜するのみならず其人の損害決して尠少に非るなり故に輕罪事件の被告人にも重罪と均しく除外に豫納金の免除を求むるを得るとせば無辜冤を訴ふるの道途開て延て社會の公益に偉大なる關係を及ぼし一舉兩得の策なるを信す既に現行法の規定する所に仍れば貧富の度に依り資産家の罪證備さに揚り審理上一點の疑なしと雖も徒らに不服を訴へ二審の判決を求むるの徒續出し之に反して洗ふか如き貧窶者に在りては現に覆審を求めなは果して破毀するの冤罪たるも之に匡正するの策なく遂に泣血淋漓恨を飲んで獄

刑に係るものは繼續執行の場合と否に拘はらず通して現役一百日丈け不給與とす百日以上の日數に對しては總て給與すへき旨油牒せられたるやに聞く刑法の正文に依れば現役一百日間給與の限にあらざるとありて而て刑法附則第十八條に服役限内更に罪を犯し再び定役に服する者後犯の刑期百日以内は工錢を給與せずと云ふ特別法あるの外法律上何等の規定なきを以て數刑通して一刑に吸收する者は例令繼續執行すると否に論なく一度百日間の現役を經たる上は直に給與すること如何にも妥當の事と認む右の如く方針一變したれば茲に當局者の注意を要するは將來百日以下の短期服役刑囚の入監したるときは其服役中の病氣事故其他一切の缺役日數を明瞭に仕譯囚人身分帳等の記録に事蹟を判明ならしむること是なり何んとなれば若該犯人出監後々發罪にて再び入監する時又は一罪甲監に於て執行を了し餘罪乙監に入りて執行を受ける場合に在ては必ず前發罪執行の記録に照合を要するのみならず若甲監に於て單一の刑なりとして執行中曩に乙監に於て餘罪執行済なることを發覺し前後通算せば既に滿期に達し居る場合の如きは電報其他の方法を以て敏速照介せざるへからざるを

以てなり從來短期刑囚の身分帳及記録は正に精密ならずとの噂あるを以て往々の差支を慮り注意の爲めに一言す

### ●傳染病囚徒期滿期の場合引渡方に就て

在監中傳染病に罹り未だ全瘥に至らざるの刑期滿限となりたるべきの處置方に付ては是迄各府縣の取扱區々に涉り或は監獄の別房に留め或は原籍地又は監獄所在地等の市町村立避病院に送付する等一定せざる爲め事實の生ずるとき當局者の困難一方からざる事情ありと聞き居りしが此度三重縣伺に對し其筋より傳染病の囚人刑期滿了の時は監獄最近の警察官へ引渡し警察官は監獄所在地の市町村長に引渡し豫防救治の手當を爲さしむへしと指令せられたる由監獄署は如何なる事情あるとも法律に依るに非ずして人を監禁するを得ざることを勿論なれば例令虎列拉天然痘の如き危険狂惡の罹患者と雖も解放の時機に當りて彼は躊躇するを得ず然るに從來是等の者を取扱ふべき一定の法なきは正に遺憾とする所なりしに今此の指令を見る斯道の一進と云ふてかならん而て該指令は囚人滿期放免の場合のみを指したるもの、如く

續典獄并に所屬長官の上申書共必ず一囚毎に添付すへき旨其筋より通牒せられたるやに聞く元來仮出獄なるものは行政の處分を以て刑の執行を寛融するものなれば緩急の時機を失する如きことありては行刑の上に大影響を及ぼすこと論なし故に當局者たるもの宜敷慎重の注意なかるへからず余輩常に怪む同時に數囚又は數十囚を稟申するが如きは或は手數を惜みての措置に出づるにあらざるやを勘査期の同時に該當する者は仮令何百人を一時に上申するも當然かれども若し然らざるべきは可成手數を厭はず各囚毎に進達するを最良とす如何となれば仮令一囚毎に上申書を添付するも同時に數各若くは數十名分を取扱ふとせば勢ひ調査に日數を費し之か爲め一部の囚人は期已に經過するも他の御附會の爲め恩命に浴する時日を遅延せらるゝ不幸を免れざればなり此際其筋の注意に副ひ進んで是等の事をも矯正するところありて可なり

### ●監獄建築に就て

監獄を新築改築し又は監房(閉禁室獨慎室開室共)を新築改築せんとするときは其豫算を府縣會へ附議する前に於て配置圖切面圖設計書及構造證明書等を製

に似たれども別房留置人にして監視期の滿つたる場合及刑事被告人にして無罪免訴釋放等に係る者即ち法律上監獄に留禁の資格を失ひ依て出監せしめざるへかざるに至りし者は總て此指令の例に依り取扱差支なき趣意ならんと思考せり又本指令は何の規制に基き警察官先づ之を引受監獄署所在の市町村長之を擔保するかを知るに由なければども要するに公衆衛生警察及行旅死亡人取扱規則等の精神に基き警察官及監獄所在市町村長當然の事務とせられたるものならん免に角實際の取扱上最も必要の近道によられたるを悦ぶと雖も尙希くは今一步を進め公然規制を設け當該職責の歸する所を定め且其費用の負擔するところをも明確ならしめられたらんには一層好方便を得ることと信す

### ●假出獄の上申書に就て

從來仮出獄を上申するに數囚若くは數十四分を一括と爲し同時に連名の上申書を作り又は典獄の稟申書は各囚毎にするも知事の添書は合一して進達する向あるが爲め其筋に於て調査方頗る不便を醸す或一部の不都合を訂正せしむるに至るに全軀の認可を遅延するに至ることありと聞き曾て本誌に注意し置たりしか今

し一應本省へ内申すへきことに相成たる由從來府縣會の決議を経たる後内務大臣の認下を得て執行する手續にてありし故往々不都合又は遺憾少なからざるものありたりと聞く何んとなれば議會に向て豫算案を通過せしむるに府縣會は責任を負て説明を與ふるものにして議決後萬一本省に於て認可を與へざるべき又は設計費用等に大變更を催かされ再び議會に附議せざるへからざるに至りし場合は當局者の困難思ひ知るべきなり去れば今般の方法は少くも是等の困難を避け得るのみならず設計方に尤も便を與へられたり尙其筋にて此際監獄建築標準を設け一定の規程を公示せられ而して一旦本省の認可を経て府縣會に提出する上は飽まで之を維持し若し議會に於て否決するも萬々止むを得ざる事情あるにあらざれば容易に原案を變せざる方針ならむことを望む

### ●中央部に監獄建築專家を置くことを望む

監獄建築は實に至高の技術を要し建築費用の巨額なる普通官衙會社又は民屋の比にあらざるは世既に識認する所にして今更復言を要せざるなり然るに現今各府縣の實體を通觀するに數万乃至數拾方圓の監獄

建築を設計するに月俸貳三拾圓の技手に委して之を爲さしめ又中央部に於ても曾て専門家の設備あるを聞かず尤も本省には土木局あり建築博士學士等に乏しからざるを以て監獄大建築の如きは充分調査せしむる便あるへしと思考するも抑も直接主管の職責を以て銳意決心斯業に當るにあらざれば監獄構造の完備得て期すへからず故に望むらくは中央監督部即ち監獄課に監獄建築専門技師を置き廳府縣稟請に係る設計の調査は勿論併て折々地方を巡閲せしめ工事の監督并に小修繕に至るまで注意薰陶せしむるところをあらしめば彼私の裨益少々ならずと信す

●監獄官會議に就て

昨年其筋の訓令に依り監獄醫會教誨師會及典獄聯合會等は開會に先きたつて主務大臣の認可を経ることとなりたる以來曾て開會を催すものあるを聞かず是れ或は當局者に於る訓令の趣意は絶対的會同を廢止する意味なりと推測したるにあらざるか當時余輩聞くところによれば従前の如く各當局者の意向に任せ聯合の範圍を擴め終に全國會同と云ふか如く數百里の外に集り無益の往復日數と費用を投し而かも風土人情を異にする遠地に於て事を議するか如きは甚た

●而して會議問題は如何

該會に附せらるへき問題又は諮詢さるへき事項は雪か霰か雨か晴か中央部内の雲行今より豫知するに由なしと雖も或點より觀測するに行狀勘查法の改正及監獄官吏の分掌例等は重なる要件ならんか希くは突然試験的諮問案を出さず少くも一ヶ月位各實務家に考按の猶豫を與ふる方針を取り前以て議案の配附あらんことを望む典獄如何に多識博才なりと謂と雖も不意の下問に對し或は充分の答辯を爲すこと能はずして其塊凌ぎの所謂頓智的答辯に出づるか如きことあらは其効果遂に如何を是れ一考すへき事なり

●階級法の要素は如何

階級法に最も必要なるものは監房の準備かりとす一房數十百名を雜居せしめざるを得ざる監房のみを有する所の當局者は如何にして効果を收めむとする覺悟を持するか元來階級制の原素は房制より成る則ち嚴分房制と雜居制を寛和蠲解して其中庸に基き初級者を待つに晝夜分房を以てし次に夜間分房雜居房及假出獄等の段階ありて始て其目的を達すへし然るに此の要素を完備するもの全國中幾はくかある是れ當局者の深く考慮すへき問題に屬す

迂なり實地應用に適せざること多く且つ之れか爲め自擔の常務を忘る傾きなしとせざる等の不利を慮られ其筋に於ては干渉することになりたるものなりと此邊の弊固より等閑に附すへからずと雖も抑も監獄官吏の會同は實に必要に屬し決して全廢すへきものにあらざる若し監獄官會同をして全然不必要視するの日は獄事退歩の兆たるを斷言するに憚らざるは是豈訓令の方針ならんや余輩は希望す會議の方法に因て生せんとする弊害は飽まで之を避けんとを期すると同時に必要の區域内に於て聯合を組織し典獄は勿論醫師なり教誨師なり尙は進んで書記看守長特に現金物品出納官吏等に至るまで各々部類に依て折々會同實地協議せしむる機會を與へられんことを是れ或は劫て訓令の趣意ならずや

●典獄會議

本年四五月頃即ち廿九年度に入り内務省へ各典獄を召集し會議を開くへしとは兼て噂ありしか果して然らば其筋に於て議案等の準備中ならんと想像す此際地方の當局者も十分實務上の意見を取纏め開會に臨て大に利害得失を吐露せられ斯道發達の長計を献する覺悟あるを要す

●次に分掌例は如何

典獄書記看守長看守醫師教誨師女監取締授業手及押丁に至るまで各自固有の職責は既に要領の規定あり然らば今後發生せんとする分掌例は補足的緻密の事務手續を制定せらるへきか等しく獄務官たるもの行刑の執行は勿論簿記計算に至る迄彼是甲乙府縣に依て取扱を異にせず一撤通貫の手續に出でんことは素より希望する所なり然れども現今各監の有象を通觀するに一監にして數千人を收禁する所あり僅々四五百人を拘收する所あり又煉瓦堅牢の構造なるあり木塀破屋の監舎なるあり書記の下に數十名の地方稅事務員を備ふる所あり國庫吏の外置くことを得ざる所あり其他醫師にまれ教誨師にまれ將た授業手にまれ事務閑にして却て報酬の陪蕪なるあり繁劇寸時の暇なくして而して給料の少簿なるあり是等の事は宜しく實際の狀況及緩急を看破し以て適中の事務手續を設くるにあらざれば果て實行に至難なりとす如何に金課玉條と雖も實行力に乏しき規定は寧ろ床前の劃餅たるのみ庶幾くは夫れ是れ應用に適中せしむる考案あらんことを切望す

●夫れから勘查法の事に就て

現行の勘査内規なるものは大分老年白髪に相達し最早陳腐に屬したれば之れか相續法を生み出せしめざるへからずとは當局間の皆共に稱呼する所何卒一刻も早く新法案の發表を見んこと一日千秋の思ひあり而て其方法は申すまでもなく無益の手数と迂遠の徒勞を去り簡活鋭敏の便方を持して顯出すること敢て疑を容れざるあり而て在監人の行狀視察方及勘査廳席の至難業に屬するは識者も常に苦心するところなれば此際充分研究して好方便を設定せられたきものなり

●監獄官の服制

數年前より改正の必要を説くこと屢々にして其筋に於ても考査中なりとは兼て聞く所なりしか右は典獄分監長を始め看守長看守等の分同時に改正すべきを以て費用其他に種々關係あり幾度も更調したるか故抄らざる由のどころ該調査は略は結了を告げたるに付今度は遠か申す發表の運に至るへしと風説する者あり抑も服制改正の説世に傳はるや看守長の如く自辨に歸する等大抵新調を見合せ舊服に再三修繕を加ひ間に合せ居るを以て左なきだに警部服に比し甚た劣等なるに加へて此の始末柄故殆んど見るに忍びざ

る姿狀は多くの監獄に於て皆然り實に不躰裁極ると雖も去り迎改正の時機眼前にあるを知て今更舊式の新調を爲す譯に參らず否經濟の堪へざる所にして典獄に於ても強て勸責するを得ざる事情ありとは目下の現象にして成る程無理からむことと思はるるに付今度こそは前陳風説全く眞に近しとのことなれば今暫らくのどころ忍んで間に合するより仕方なかるへし現況既に此の如し一日半時も早く新制式の發表あらむこと毎度ながら其筋の注意を望む

●授業手の服制を望む

授業手に二種あり何んぞや曰く官費授業手私費授業手是なり其一是官司業に屬する者他の一は受負業に屬するものとす而して授業手は官費たる者と私費たる者にと論なく常に囚徒の工場に出入接近する職務なりと雖も一定の服制なきを以て或は洋服或は袴羽織或は袴或は羽織のみを着け又或は前掛或は股引或は法被或は長衣或は短衣各自勝手たるへしと實に現今授業手の風体にして官員然たり商人然たり農民然たり職人然たり壯士然たり書生然たり車夫馬丁然たり刑事被告然たり別房留置人然たり之をして工場に混雜せしむるは如何にも不躰裁なり此際授業手

の服制を一定し其官司業に屬するものと否とを問はす同一の制服を着用せしむることにしては如何

●監獄統計に就て

政治上統計の必要なるは今更論を俟たず亦此統計程後世を誤らしむるものはあらし、我監獄に行はれつゝある統計の如き一見完全なるか如しと雖其實際を精査し來る時は不備不整の計數あるを免れず、試に其一例を病因に擧んに甲は投藥就役、乙は投藥休役、丙は入病監の時を以俱に一の病因に掲ぐるか如き、他皆類推するに足る、故に其筋に於ては大に改正の必要を感し目下之れか調査に従事せられつゝありと、果して脱稿の上は前項典獄召集の機を以て諸問の一按とせらるへきやに聞く

●入監清國人の辮髮に就て

清國人裁判確定して入監したる時は其辮髮を剃除するか否の疑は今當に事務者の間に存する趣なるが國風を異にする清國人辮髮を剃除せば眞民と伍すると能はざるの有様にして之れを剃除せば刑以外の苦痛を與へ或は再犯を助成するの虞あるを以て檢束及衛生上差支なき限りは剃除せざること定まりしよし

●小河滋次郎氏の歸朝延期

佛國萬國監獄會議の使命を終へ目下獨乙に滞在せらるゝ同氏は本年三月中歸朝せらるへき豫定かりしも調査研究上更に次年度に跨り延期の事に確定せしを以今は經費の許す限り一日も長く留學の目的を達せんとして焦慮せられつゝあり今に初めぬ同氏の熱心敬服の外なし

●宮崎縣監獄署在監人死亡者追

吊會の景況

今般故有栖川北白川大將の兩宮殿下始め奉り出征中戰死病死者軍人諸士の靈魂祭典の爲め西本願寺法主代理近松連枝來宮の折柄明治十六年本縣設置以來當署監獄中死亡者の追吊法會を催さんことを企圖し貴臨を請しに幸直に聽許せられ十二月二十二日教誨堂に於て法會執行せり

教誨堂の上壇には毛氈を敷き周圍には幕を張廻し佛壇を設け種々の裝飾をなし中央には阿彌陀如來の畫像を掲げ佛前には美麿なる餅菓子類の供物を捧げ立派なる生花を飾り準備既に整ひ書記看守長は左右に併列し囚人着席看守の配置終れば陣崎普瑞佐々木鴻熙前川映徹小野芙蓉福澤哲明尼子善念の諸氏鎌田教誨師に誘れ入場席定るや鎌田氏は追吊會を開くの趣

意を陳へ願て一回の讀經終れば近松連枝河俣典獄の臨場あり直に焼香禮拜せらる次に典獄は焼香禮拜の後總囚に向ひ近松連枝臨場の次第を陳へられ連枝は總囚に對し第一獄則を謹守し教令を遵奉し作業に精勵し愈本日为期し各改過遷善に趣くへしとの意味を簡短に親諭し退場せられたり續て書記看守長焼香禮招し登尾教誨師は祭文朗讀し陣峻氏は尙連枝親諭の趣意を敷演し喜怒哀懼愛惡欲の七情を懇切教誨せしに終始總囚靜肅聽聽頗る感動を興へしものゝ如し教誨終るや一囚を指名し總囚に代り下壇に設けたる卓上の香爐近く進ませ焼香禮拜せしむると同時に總囚禮拜す於是乎式全く終り各退場せり因に記す置縣以來初ての法會と式場の壯嚴と高僧の臨場とに依り非常の感を興し最も女囚は男囚の退場後焼香禮拜せしめしか陣峻氏か女性に適する懇篤の教誨心肝に徹せしにや頗る感泣落涙袖を露せり即教誨師の祭文左の如し

祭文

余本暨に事に従ふ歳癸巳にあり爾來屢斷腸の悲境に遭遇せり之れ他なし且暮焦思教養薰陶以て異日淳良の人爲らしめんと頗る属望の者薄命一旦鬼籍に入る

は自縄自縛の應報ならざるはなけん如此放逸無慙を窮るか故に哀々たる父母戀々たる妻子も愛情の極遂に怨恨を懷き子なきには如かずと悲泣し或は其れをして死せしめんと哀詛するに至る其れ然り父母妻子の存在するすら猶且如此況や惻獨のものに於てをや斷吊絶祀又宜ならずや噫不幸なる哉生ながら天地と位を等ふするの身を以て生や良民と與に天を戴かず徒らに縲紲の中に希生を終へ死や狗鼠と齊く野に棄てられ魂は故業に牽れて鎮へに楚毒を嘗む大聖の所謂惡人を行ふて苦より苦に入り冥より冥に入るとは之れ汝等かことならずや嗟吁哀ひ哉  
今や身獨空く立て復た依る所なき悲境に沈淪せる汝等に對し罪を惡みて人を惡まざる 至仁陛下の恩澤と之を施行する司獄官員の慈愛とに由り茲に本日を下し恭く近松普照院祝下の眞臨を仰き且地方の龍象を請し以て此合併追吊の盛典を擧げ得たり夫れ今日所吊の汝等形骸早く已に土壤に化するも精神眞箇知覺あらは仰て享受せざるへからす俛して感戴せざるへけんや  
冀くは此追吊の功德に因り普く過去の迷妄を懺悔し速に離苦得樂の妙果を結はんことを願ふに當に汝等

や忽然其遺骸を犬猫と同く草野に埋却すること之なり有情のもの孰か之を憐とせんや仍て客歲徹衷を長官に陳す幸に余か伸請を容れられたり爾後死者の爲に灯香を奠し數句の明文を誦讀し稍や人を葬るの式に准するを得たり意ろ密に之を喜ぶ退て往きに既に郊原若下に歸するものを回想せば轉た痛悼に堪へざるなり然りと雖も機運未だ熟せず故を以て荏苒今日に至る嗚呼時なる哉時なる哉天余か宿望を空ふするとなく如今親たり死者の性靈を禮招し斯に此典を行ふことを得たり依て悲喜の涙を抑て敢て汝等の遺靈に告げん

熟ら惟みれば本縣設置已來茲に十有餘載を閱歷す其間死亡總員一百數十名の多きに達す抑此多數死亡者の中其遺骸を故園に埋むるものは僅々十分の二のみ其餘一百名は今尙良民と墳墓を異にす故に年改るも一掬の水一朶の花をたも供するものなし肅然只伴ふものは松風寒月の無情物のみ偶有情の來るや之れ鵲鼻狐狸の属のみ豈哀しからずや如此悲境を呈するに至る之れ他にあらず汝等生前に於て人の惡む所を好み人の好む所を惡み天地に違逆し人心に従はざるの致す所なり其所爲或は同しからざるも一言之を蔽へ

上天の攀縁を獲しならん知らず豁然として大悟するや否や

明治廿八年十二月念二

代各教誨師 鎌田 譯 岳

●宮崎縣看守奉職中從軍叙勳者其他

叙勳八等授白色桐葉章(年金二十四圓)

陸軍歩兵曹長 大久保 傳

叙勳八等授瑞寶章 (賜金三十五圓)

陸軍歩兵一等軍曹 松 永 敬 吾

全 (賜金五十圓)

陸軍歩兵上等兵 兒玉島五郎

全 (賜金三十五圓)

陸軍歩兵一等卒 林 宗次郎

今 (賜金三十五圓)

陸軍輜重輪卒 瀨尾房次郎

元看守弓削則榮氏は滿十七年矢野義隆氏は滿十一年以上宮崎縣看守奉職の處罷に退職に付弓削氏は年金三十二圓矢野氏は全二十六圓下賜又署員有志者相謀り銀盃一個つゝ兩氏に贈りしと云ふ

●囚人の懲罰に就て

賞罰の要は細察慎重其の當を失せず信賞必罰の實を擧ぐるにあり濫賞濫罰の弊は賞罰の設けなきに若かず賞罰は實に囚人の感化遷善を促成すべき最良手段たらずんばあらず而して今日の通弊は徒に其の人を憎んで矢鱈に處罰の度を重ねしむるの傾なしとせず蓋し一度犯罪せば爾後は戒護者の注意する處となりて如何に些細の犯罪と雖も忽ち戒護者の目に觸れ直ちに摘發せらるゝに至るの事情なしとせず是は之れ所謂自業自得なり去りながら彼れ輩自省反顧の念慮に乏しき者は自己の惡しきは之を棚に上げ只戒護者其人の己れにのみ無情なるが如くに思惟し或は不公平を訴へ或は不權衡を唱へて止まず終には改悟の狀を顯すも到底愛顧を受くるの望なしと誤念し自暴自棄に陥りて恩威行はれず教誨も其の効なく纔かに之か逃脫を防ぎて社會との交通を絶たしむるに過ぎず於是乎行刑の要義は復た望むべからざるに至らん、加之懲罰は處犯の輕重其適度に應じ減食屏禁閉室（囚人には）の三種の内を選びて之を科すべきものたるは監獄則の命する處たるも地方に依りては之が機關の設備あるにも拘らず一に減食罰をのみ適用して屏禁閉室の罰は更に之を適用せず是れ懲罰の活法を

失するものにして動もすれば囚人をして此位の犯罪は此位の減食に處せらるゝならんと豫め心に期して犯罪受罰を甘んせしむるに至る傾なしとせず此の如くんば懲罰の權威を失し自然と輕侮の念慮を増長せしめ懲罰の効果は得て收むること能はざるものとす人に偏せず罰種を限らず運用摘發其度を誤らず能く信賞必罰の實を擧ぐるの注意なくんばあらず當局者たるもの察せずんばあるべからず敢て婆心を加ふ

●禮式の一定を望む

禮式は其の國の風俗情態を表章するものにして監獄に在ては在監人をして禮儀作法を覺知せしむる一手段なれば事些末に似たれども最も注意を要すべきものと信認す然るに此禮式法たる監獄に依りて其方法を異にす即ち在監人をして腰を屈めて頭を垂れしむるあり、手を下げ休度を彎月形に爲さしむるもあり随分區々たるを認む若し外人をして之を見せしめば必ず奇怪の念慮を生し日本には一定の禮式法を以て國に一定の禮儀作法之れなきに因るならんと云はしむるに至るへし國風上より云ふも監獄の規律上より云ふも甚た其の不可なるを認む又監獄吏員の在監人の敬禮を受くるにも種々ありて一定ならず此の如きこ

候云々

●幻夢

道樂生

●何をか憂へん 官邊に縁故薄しと、抑も夫子は天帝の冥助を享け、四千萬の同情を得んと欲する熱情を有す、此熱情、此冥助何事か就らざらん、夫子の目的遂行するの日は、寧ろ民邊に縁故薄きを歎する者あらん、夫子乞ふ心を強ふせよ

●今日の監獄界は 赤、白、青色を以て圍繞すと雖、若更に黄、黒の二色を増せば、所謂五色の息を吐く者あらん

●監獄に 保守黨、進歩黨ありと揚言するの夫子は、須らく社會黨（四千萬人）を代表して可なり

●伯林新聞 囚徒虐待事件を掲載するや、監獄社會を震撼し、江湖の一問題となり、終に斯道の大家「夕翁」の如き證人鑑定人として辯を公庭に上下せし

とは岳洋君の通信、抑も一監獄の出來事に對し斯く迄社會の注目を惹き又之れか辨疏を力むる監獄の情勢を見るも彼れ獄制進歩の一斑を知るに足る、吁流石は毛唐なる哉

と一地方の施設に放委すべきことならざるへし宜しく其筋より一定の方法を明示し以て區々たるの弊習を一洗せられんことを期する上の一要件たるへしと信ず敢て一言すること附り

●小河君の短信

在伯林小河氏より久米參事官へ宛てたる一月一日附書翰中恭賀新年の側ら申越されたる一二節を左に抄録す

兼て申上置候通本月三日より獄務練習開始の筈に有之早朝より夕刻に至る迄終日課業有之一層多忙なるべしと被存候間本月下旬までは止むを得ず御無沙汰仕候間不惡御諒恕奉願上候

近着の新聞にて政界紛々の模様詳悉仕候朝鮮事件は當地の新聞では一向記載する處無之全く對岸の火災視する模様にて御座候

此頃中當地に囚徒虐待事件なる大疑獄相顯はれ一時非常にて江湖の耳目を聳動仕候最早無事に落着致し漸く監獄社會の面目を保持致候此件は追て御詳報可仕見込に御座候

會て御吹聴申上置候佛國政府より小生へ贈與せられ候勳章は三等勳章にて一層身に餘る光榮に御座

●改良一策の片言 (承前)

改良士放言

見苦しさものは 昔の典獄今の囚人」同 筒袖襟袴に半股引の授業手薬局なき監獄」同 別房に懲治に幼年に總て區別なき集合服役の工場」同 地方監獄と均置監の間に墻壁なき監獄」同 威張る受付奴鳴小使」同 葺工と外役ある監獄」同 東京龜清の叱られ典獄今に存命」同 賞表者の多き割合仮出獄の少なき監獄」同 房内囚人の喧騒就寝の雜沓」同 看守の休憩」同 再犯以上強窃盜の多き有賞者」同 北海道集治監より他罪にて來る有賞表者の行狀 同 特赦仮出獄者の出戻」同 光線の射入する闇室」同 十日以内の屏禁及減食囚を一房内に集合せしめ戒護を付せざる監獄」同 殊に二課長の兼任」同 懲罰室の設けなき監獄の支署」同 支署の典獄」同 警察留置場の戒護看守」同 新任看守の教習何れも申譯の如し」同 囚人に對する「をせよ」あなた」の用語」同 立倉官吏の描はざる死者の検屍」同 喫煙に制限なき監獄」同 看守長看守か正服の外部に顯はす煙艸入に銀ぐさり」同 女囚の股引」同 簡略なる特赦仮出獄及賞表の授與式」同 有賞者の身分

帳中賞表の空白」同 要件の必要を確ざる在監人接見の許可」同 看守手帖の空白及私事の樂書」同 有賞表囚の逃走」同 監獄協會雜誌諷諭の裡に包まれし監獄」同 雨天の還房笠を與へず」同 器具の精良入物の粗末」同 典獄書記の背廣」同 看守長看守の色換眼鏡」同 頻りに上官の宅に出入して威張屬僚」同 年度末典獄書記看守長の巡回」同 鋸柄を握らざる看守」同 醫務所の手傳に看病夫」同 門戸を鎖さざる監獄」同 賞表の青色と獄衣の紅色」同 女監取締と看守の艶話」同 身分帳中行狀觀察表の空白」同 老人の多き監獄」同 窄衣の亂用」同 稱呼法の正しからざる司獄官」同 監房内に於て修身宗教營業以外の書籍散る」同 減食施行中の賞表付着」同 監獄課長頻繁の交迭」同 及物若くは鐵器類の散亂せし工場」同 墻壁を上登し得るの便利なる器具の散逸」同 身分帳簿に付表犯行の月日と典獄判定月日の差異」同 仮出獄の不認可並に停止」同 反押丁全廢の監獄（看官に借り置は使丁の類に名はさし）」同 一篇の訓令に立消となる典獄協議會前途猶遠し宜しく再起せよ」同 幕府時代の建造物」同 時代遅れの監獄改良 (未完)

法 令

●臺灣住民治罪令 (承前)

- 第一條 臺灣(臺灣島澎湖列島及附屬諸島)住民の犯罪は別表に定めたる管轄區域に從ひ臺灣總督府法院若くは其支部に於て之を審判す但臺灣總督の命令を以て特に法院の審判に付したる事件は此限にあつす
- 第二條 左に記載したる犯罪は犯罪人所在地又は犯罪地の憲兵諸隊長警察署長分署長之を審判す
  - 一 帝國刑法の違警罪
  - 二 臺灣諸罰令に於て本刑懲役二月以下罰金三十圓以下に該る犯罪
- 第三條 陸軍憲兵將校下士守備隊長兵站司令官地方各行政廳長官警部長警部は檢察官として犯罪を捜査し其證據を蒐集して法院若くは支部に起訴すへし
- 第四條 官吏職務を行ふに因り犯罪あることを知りたるときは檢察官に告發すへし

- 官に告發することを得
- 第五條 憲兵上等兵及び巡查は審判官又は檢察官の命令あるにあらざれば被告人を逮捕することを得す但現行犯の場合には直に逮捕すへし
- 何人に限らず現行犯を認めたるときは速に檢察官若くは憲兵上等兵巡查に交付すへし
- 第六條 被告人逮捕の後審判官の命令あるにあらざれば五日以上留置することを得す
- 第七條 審判官は事實發見の爲め證人を喚問し鑑定を命し臨檢を爲し家宅を搜索し物件を押取することを得
- 第八條 審判官は職務執行の爲め官吏を喚問し憲兵下士上等兵及び査警部巡查を指揮することを得
- 第九條 犯罪の證據十分ならず又は被告事件罪とならざるときは判決を以て無罪を宣告すべし
- 第十條 本刑死刑に該る被告事件は總督の認可を経て判決を宣告すべし
- 總督若し認可せざるときは原法衙に於て又は法院に移して更に其事件を審判せしむ
- 第十一條 判決書には左の事項を記載すべし
  - 一 被告人の住所氏名年齢



二 事實及判決の理由  
三 判決主文

四 審判を爲したる年月日

五 審判を爲したる法院若くは支部の名稱

六 審判及び書記の官氏名

第十二條 判決に錯誤ありたることを發見したるときは審判官檢察官及監獄長は總督に再審の申請を爲すべし刑の宣告を受けたる者之を爲すことを得

總督若し其申請を理由ありとしたるときは法院の命して再審せしむ

第十三條 刑の宣告を受けたる者悔改の情狀顯著なるときは總督は其刑の全部若くは一部を赦免す

(別表) 臺灣總督府法院管轄區域

法院及支部廳名 管轄區域

本院 臺北縣直轄地及基隆淡水各支廳管轄地

宜蘭支部 臺北縣宜蘭支廳管轄地

新竹支部 臺北縣新竹支廳管轄地

苗栗支部 臺灣民政支部苗栗出張所管轄地

彰化支部 臺灣民政支部直轄地及彰化出張所全

雲林支部 臺灣民政支部雲林出張所管轄地

埔里社支部 臺灣民政支部埔里出張所管轄地

五 立證

六 年月日

七 原告及び代理人の署名捺印

第五條 審判官は訴狀を審査し若し受理す可からざるものなるときは之を却下すべし若し訴を受理したるときは訴狀の副本を被告に送付し相當の期限を指定して答辯書及び其副本を差出さしむべし

第六條 答辯書には左の事項を記載すべし

一 原告及び代理人の氏名住所年齢

二 答辯の事實及び理由若し反訴あるときは其事

實及び理由

三 立證

四 年月日

五 被告及び代理人の署名捺印

第七條 審判官は答辯書の副本を原告に送付し其期日を定め口頭辯論の爲め原告に出頭を命すべし

第八條 口頭辯論終了したるときは審判官は左の事項を記載したる判決書を以て判決を言渡すべし

一 原告及び代理人の氏名住所年齢

二 事實及び争點の摘示

三 判決の理由

嘉義支部 臺灣民政支部嘉義出張所管轄地  
臺南支部 臺南民政支部直轄地及安平出張所全  
鳳山支部 臺南民政支部鳳山出張所管轄地  
恒春支部 臺南民政支部恒春出張所管轄地  
澎湖島支部 澎湖島廳管轄地

臺灣住民民事訟訴令

第一條 臺灣(臺灣島澎湖列島及び附屬諸島)住民の民事訴訟は別表に定めたる管轄區域に従ひ臺灣總督府法院若くは其支部に於て之を審判す

第二條 審判官は地方の慣例及び條理に依り訴訟を審判す

第三條 原告及び被告は自ら訴訟をなす可し但審判官の許可を経て親族若くは雇人を以て訴訟代理人訴訟補佐人と爲すことを得

第四條 訴の提起は訴狀及び其副本を法院若くは支部に差出し之を爲す

訴狀には左の事項を記載すべし

一 原告及び代理人の氏名住所年齢

二 被告の氏名住所年齢

三 要求の事柄

四 要求の事實及理由

四 判決主文

五 審判を爲したる年月日

六 審判を爲したる法院若くは支部の名稱及び審判官の官氏名

第九條 口頭辯論の期日に原告被告共に出席せざることをも判審官は直に判決を爲すことを得

第十條 審判官は證人參考人鑑定人を召喚し臨檢を爲し物件を差押へ停止命令を發し保護を立てしめ

其他便宜を爲すことを得

第十一條 審判官は職務執行の爲め陸軍憲兵下士上等兵警部巡查を指揮することを得

第十二條 判決の執行は之を求むる者の申請により審判官判決謄本に執行文を付し憲兵下士上等兵又は警部巡查に交付して實施せしむ

(別表)は治罪令の中にあれば略す

臺灣監獄令

第一條 監獄を別て左の三種とす

一 留置場 刑事被告人を一時留置する所とす

二 未決監 刑事被告人を拘禁する所とす

三 既決監 懲役に處せられたる者を拘禁する所とす

臺灣監獄令

第一條 監獄を別て左の三種とす

一 留置場 刑事被告人を一時留置する所とす

二 未決監 刑事被告人を拘禁する所とす

三 既決監 懲役に處せられたる者を拘禁する所とす

第二條 未決監既決監は法院及び其支部所在地に置き留置場は各憲兵隊及び警察署内に置く

第三條 監獄は民政局長の監督に屬し其所在地行政廳長官之を管理す但し憲兵隊に於ける留置場は憲兵隊長之を管理す

(完)

### 監獄彙報

#### ● 囚人紙を以て牢を破る

此程新潟監獄の已決囚某は飯を以て紙を堅め之れにて鋸を拵り監房の柱を切り破り房外まで逃げ出でたるも署外に逃げ延ぶる能はずして終に取押へられたり云ふ(越佐新聞)

#### ● 石澤集治監獄

北海道集治監獄石澤監獄署は釧路分監長八田義明看守長並木直直監訪美太郎の三氏を隨ひ一昨日來仙園分町釘久旅店に投宿せり(越佐新聞)

#### ● 七尾監獄新築落成の期

七尾監獄新築工事は昨今着々捗取り行きて大概本月中には竣工すべし客なるも何分にも雪期中壁の乾燥後れ躊躇の次第もあれば或は三月に至らざれば工事完成の運びは六ヶ敷からんとの事にて金澤監獄署増増の分房も共に同時期には落成の都合なる由而て双方新築終り

#### ● 遊佐刈田郡長恩謝状を送らる

遊佐刈田郡長が先年島根縣に典獄奉職中囚徒に對して教訓を加へ放蕩後良民に化せしめたるものも數多ある趣きなるが中に今回感すべし一事と云ふは同縣出雲國松江市東茶七番屋敷の廿四杉原榮之助と云ふは去る十八年四月中犯せる罪ありて入監し在監中機業を練習し傍ら同氏の教訓を受け遂に遷善改愆全く良民となり同廿一年五月中滿期放免となりたる以來は附與金五圓三十錢を資本となし同市の皆類清太郎、横内繁一等の援助を受けて機業に従事し専ら業務に勉勵したる結果今となりては機械百十名工女二百名に増加し非常の盛大を見るに至り八雲縮と云ふを製出して第四内國博覽會に出品して褒状を賜はり特に宮内省の買上品となりたる趣きなるが是れ偏に遊佐前典獄の恩恵に因るものなりとて此程八雲縮一反に懇篤なる謝状を編へて贈りたる由淺季の今日實に感服すべき次第にこう(東北日報)

#### ● 監獄視察

京都、大阪、兵庫の二府一縣に於ける監獄事務取扱上のことを視察する爲めに來れる島根縣典獄山上義雄職員監獄書記渡邊友次郎井に警部内海溪の三氏一行は昨日大阪府監獄署に到りしが該署の視察終らば京都に赴くべき豫期なり(大阪毎日新聞)

#### ● 十勝分監の看守募集

過日の本紙に記載せし如く今度本縣下にて北海道集治監十勝分監看守を募集する、客なるが右に付き同監看守其他の係官には茨城縣に於ける同募集用向を了へ愈よ一兩日中に來縣の都合なりと云ふ聞く所に依れば右募集者にして試験の上合格したる向は同時に相當の旅費を支給せらるゝ由なり(東海新聞)

を告ぐる上は囚徒分配に於て如何なる手續に及ぶべきやと云ふに輕罪犯以上に於て刑期長きものは悉く金澤監獄に致し七尾監獄は同管轄内の途警署並に輕罪犯なれば刑期廿日を超越せざるもののみを留置する事となるべし蓋し重輕罪兩犯は悉く當地に回送する方入獄上通常の順序なれども右の如く刑期の短縮なるに拘はらず懸々金澤監獄署に護送するもせば徒らに手續の煩雜を致すのみならず之が爲め別段の効用ありと云ふにも非ざれば乃ち罪の種類によらずして便宜刑期の長短に標準を取りたるものなりと云ふ(北國新聞)

#### ● 出獄者出迎の弊

囚人の刑期満ちて出獄するに當り父兄又は親戚が當人も定めて郷里の父老に對し不面目に思ふて隨宅し難かるべしとの事より出迎ふは情に於て無理なられど彼の博徒の親分株の出獄する時杯は往々數十輛の車を並へて揚々出迎へるもの有り無耻の甚だしきものなるが此れ尙ほ社會が異なることとして不問に附するも上水内郡七二會村邊に於ては入監獄の犯罪如何に拘らず又親族にも何んにも非なるに部内より入監せしものも出獄する毎に多數の者共出迎に來ること恰も凱旋勇士でも歡迎するが如き有様なりと云ふ此の如き惡風は速に打破して可なり(信濃毎日新聞)

#### ● 看守長臺灣の警部となる

本縣看守長上田珍氏は臺灣警察の警部を志望し近々の内看守長を辭して該地へ赴く由

#### ● 看守長の候補者

別項上田看守長の後任を採問するに候補者は澤山あれ共典獄の鑑識に當る者は先づ監獄書記中村忠直看守部長井上峰馬の兩氏なりと云ふ(高知日報)

#### ● 悔悟美譚(塚田定吉が事)

目下京橋區猿岸島川口町に住する塚田定吉といふは嘗て刑法上の大罪を犯し北海道集治監に終身懲役の苦刑を受け居る中獄内を巡回する教師の訓戒よりて全く罪業を懺悟し所謂大悟徹底して真正の人間となりしかば典獄も其改善を察してうの筋に上申し遂に特赦の恩典を下されぬ左る程に塚田定吉は罪障消滅して茲に青天白日の身となりしに感じ此上は何卒して國恩の萬分一に酬ひんご心懸け居る由を聞き定吉を罪惡より援ひ上げたる教師某の心情を察しやり豫て京都同志社に勉學中今の國民新聞社長徳富猪郎氏と知合ひなるを以て氏に面會して事業を求むべき由を定吉にいひ聞かせ懺悔の始末書并に紹介状を與へければ定吉は益々感激して出京の上直ちに徳富氏に面會を求め依て氏は先づ定吉を延きけるに成程驚くべき大罪を犯したる人物なれども今は悔悟の情の眉宇に溢るゝを見るのみか友人の紹介もあればさて快よく定吉の乞を容れ周旋すべきよしを決答せり折柄日清戰爭尙ほ已まざりしかば徳富氏は早速の知合ひなる田中組の主人經一即氏に一書を載し定吉を紹介し且つ徳富氏自からその人物を保證すべければ軍夫に採用せられたしと申込みぬ是に於て田中氏も斷然採用に決し尙ほ同人に見込を附けて百人長に取立てしかば定吉は一方ならず奮發し夫れより臺灣に渡りて軍夫を指揮しけるが素より獄中に在りて罪人一部の頭となり種々經驗せし定吉なれば定々しき軍夫を使ふと左ながらに手足の如く百人長たるの職務を全ふせしのみか特に感すべきは他の軍夫の如く金銭を浪費せず行狀を謹みて貯蓄し得る金額は塵も積りて二百圓の多きに上りぬ斯くて先般歸京するや定吉は再生の恩人を數へて第一は教師某、第二は徳富氏、第三は田中氏なりとて涙を流して厚く大恩を謝し尙ほ田

中氏に向て第一國立銀行に貯金二百圓預けあればその預設を身元保證金として何か着實の事業に従事したしと依頼せしかば田中氏は瀾々々の情實を察し如何にも周旋の勞を取らんと承諾したりといふ左れば此美談を聞きて細君を周旋せんなど朋友は一方ならず肩を入れ居る由なるが何にせよ懇に強きは善に強く定吉の今の行狀、う天時れ世の悪人の變なれ定吉たるものいよく勤めて國家の恩、扱て恩人の恩を仇にするとなかれ(朝野新聞)

●愛知出獄人保護會副會頭選舉

同會副會頭は千葉師病没以來缺員中なりしが則項記す如く一昨々日同師の追吊法會を東輪寺に於て執行せしを以て同日愛知出獄人保護會通常會を開き副會頭を推舉せしに満場一致を以て佐々木賢淳師に當推舉承諾を經、次に副會頭補佐として萩原耕造、前田學の兩氏を決定承諾を經次に近日正式通常會を開會するを以て決議して散會せり(扶桑新聞)

●宮城集治監整理

瀧夫は嘗て同監に於ける情實の弊害の蟻伏甚しきを暴露したりき爾來勿々五時朝瀧夫の理想は遂に達ばす着々整理の迅速を示し、目下の景況たる職員相和し因情靜謐應た舊日の面目を留めず願望を屬すべき者多し  
而して今日の事務雖然を見るに至りしは主として小泉典獄の老練なる手腕能く其百事宜しきを劃したるに依るを雖も、亦以て第二課長森野氏の雄偉大の顯赫の光を漸發し來りしに出づる者多しとす氏は愛知監の人にして明治七八年の頃より司法部内に擢入して多年法曹の經歷を積みしのみならず法官として秋田北海等に職を取りし人物なれば今日の司獄官として彼改善進歩の謀勝者たるは疑ひなし同

監にして長く氏を在職せしめば益々として止まざる監獄改良説も或ひは宮城集治監に其模範を仰ぐの時なからざらんや瀧夫は切に望む益々改進の方路を固くして挫むなからんことを而して其他偶々因方諸般の細目に至ては他日間を得て詳述する所あらんとす(東北日報)

●森氏の臺灣行

本監監獄書記森元祐氏には今回臺灣官吏に採用せらるゝ趣きにて通日來總督事務官より電報に接し數日以前上京せしが多分不日臺灣へ出發するらん同氏は専ら彼の地に在つて監獄事務に従事する筈なりと聞く(大和新聞)

●歎願書の却下

徳島監獄署にては是迄工業交負は年々入札に付せずして繼續請負なりしが明年度より入札交負となす由此程工業人一般へ通達せしかば工業人に於ては斯くては當初請負ひの節數年繼續にして請負せ免るものと豫想し何れも莫大なる工業費を投じ其費金は數年請負中徐々に收入となるべしと信じ居たるに今年年々入札に付せらるゝ旨達せられしかば何れも其驚き一方ならず屢々集會をなし従前の如く繼續にされたしとて此程楊子工請負人四名及び徳島徳榮合資會社其他の受負人より典獄へ一片の歎願書を差出しありれる所聞届相成らざる由にて一同へ却下されしかば止むなく知事へ差出さんとして目下協議中なりと(徳島新報)

●獄事叢書

本號より大に改良を施し記事を精選せり期する所は獄界の裏面を公白して大に監獄思想を鼓吹し以て監獄の改良を圖らんとするに在りと論説、特別寄書、獄務評論、雜誌、衛生談、時事其他の諸稿悉く監獄に關する事項を以て填む(讀賣新聞)

# ○獄事叢書大改良廣告

實價金四錢郵稅五厘 六冊分二十七錢  
十二冊分五十四錢

## 第二十三號目錄

發賣所

東京市赤坂區青山南町六丁目

同 情 會

### ●論 說

面目を新にす○正吏たるべし俗吏たるへからず○如何なる點に於て教育事業と觀せらるるか

### ●特別寄書

露國の汽船中に樺太醜流の女囚徒を見る○露國一班の著者小西増太郎君○思ひ出でけるまゝに、高木梢粹女史○愛子を罪人になす者は誰ぞ 女學雜誌記者岩本善治君 人口八万金子三百万(緒言) 天福堂主人

### ●獄務評論

金力果して良看守を得るに宜しきや○人は情慾の多端なる者なり ○護教の小言○囚人の喧嘩○重罪犯の因由別○何に由て改悛なさしめんか○赤煉瓦下にもホンコツ○囚人の喫烟願○酒よりも烟草

### ●衛生談

觀測家野中氏の水腫病○囚人の水腫病 小河岳洋君の書簡

### ●外 報

東京の元旦○棄られし梅の枝○出獄人の年頭○典獄分監長の迎春○畑室知分監長○樺戸の看守死亡○酒の盛衰○代書屋の苦情○留岡幸助君○大塚素君○長谷川信綱君 ○本名潮禮助君○石澤典獄八田分監長○石澤典獄の繁務○早稻田伯の庭園

### ●時 事

# ○教海叢書第四十七輯

定價四錢 郵稅五厘

毎月一回發行

東京青山南六丁目

同 情 會

# 會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントラ希望ス

## ○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)  
●全署內五名以上購讀ノ向ハ 前金五錢五厘(全 上)

●一府縣內數百名協讀購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ

●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

## ○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、官銜ニ奉職セラル、其ハ住所姓名(官銜ニ奉職セラル、) ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘタルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙へ(暫)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向へハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

●雜誌代金ヲ送付セラル、其ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタル

●通運便ニ付セラル、其ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、其ハ五厘切手一増割タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

●明治二十九年二月二十九日發行 發行人兼編輯人 磯村 貞

●(明治二十七年二月) 發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會

●(廿六日) 逓信省認可 支會 京都市四ツ谷區荒木町二十七番地 警察監獄學會

●印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 教 社

●發行所 海沼村 富太郎

●支會 警察監獄學會

●印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 教 社

●發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會

●支會 京都市四ツ谷區荒木町二十七番地 警察監獄學會

●印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 教 社

●發行所 海沼村 富太郎

●支會 警察監獄學會

●印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 教 社

●發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會

●支會 京都市四ツ谷區荒木町二十七番地 警察監獄學會

●印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 教 社

●發行所 海沼村 富太郎

●支會 警察監獄學會